

第五十一回国会  
衆議院  
内閣委員會議  
録第十四号

昭和四十一年三月十一日(金曜日)  
午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 木村 武雄君

理事 伊能繁次郎君

理事 辻 寛一君

理事 大出 俊君

理事 山内 広君

白井 莊一君

海部 俊樹君

藤尾 正行君

前田 正男君

湊 敏郎君

横崎弥之助君

受田 新吉君

出席國務大臣

外務大臣 椎名悦三郎君

國務大臣 安井 謙君

出席政府委員

内閣法制局參事

(第二部長)

人事院事務官

(職員局長)

總理府總務副長

總理府事務官

(人事局長)

總理府事務官

(中央青少年問題協議會事務局局長)

總理府事務官

(行政管理局)

政務管理官

防衛庁事務官

(防衛施設庁施設部長)

財務官

功君

理事 岩動 道行君

理事 藤枝 泉介君

理事 田口 誠治君

江崎 真澄君

野呂 恭一君

堀内 一雄君

三原 朝雄君

村山 喜一君

米内山義一郎君

防衛庁事務官

(防衛施設庁事務部長)

江藤 淳雄君

外務事務次官

正示啓次郎君

外務事務官

(大臣官房長)

高野 藤吉君

外務事務官

(アジア局長)

小川平四郎君

外務事務官

(北米局長)

安川 壯君

外務事務官

(中南米・移住局長)

廣田 穰君

外務事務官

(經濟協力局長)

西山 昭君

外務事務官

(條約局長)

藤崎 萬里君

外務事務官

(國際連合局長)

星 文七君

外務事務官

(情報文化局長)

新聞 欽哉君

防衛庁書記官

(長官官房法制調査官)

安田 寛君

防衛庁書記官

(防衛局第一課長)

井口 孝文君

専門員

茨木 純一君

法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八三  
号)

總理府設置法及び青少年問題協議會設置法の一  
部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

○木村委員長 これより會議を開きます。

外務省設置法の一部を改正する法律案、在外公  
館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する  
法律案及び在外公館に勤務する外務公務員の給与  
に關する法律の一部を改正する法律案の三案を一  
括して議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。

○大出委員 大臣に冒頭に承っておきたいことが  
一つあるのですが、ベトナムのグエン・カオ・キ  
政権なるものはアメリカのいかい政權だ、こう  
いう認識をしていいかどうか、お答えをいただき  
たいと思います。

○椎名國務大臣 われわれは、いかい政權だと  
は思っておりません。

○大出委員 ところで、横山特使なる方が、この  
新聞で見ると、あす出発なんですから、二月十八  
日出発をされたわけになる。この方は資格は、正  
式に申しますと、一体どういふことになりますか。

○椎名國務大臣 外務省顧問、そして海外出張中  
は大使の称号を用いてもよろしい、こういう許可  
を与えております。

○大出委員 そのこともちよつとはつきりしない  
のですが、私、いま二つ質問したのですけれど  
も、一つはベトナムのグエン・カオ・キ政權なる  
ものはいかい政權だと認識していいかという質  
問をしたら、われわれはそう思っておらない、こ  
ういふ御答弁ですね。ところで、横山さんの資格  
はという質問をいたしましたら、外務省顧問で

あつて、外遊中は、いまのお話ですと、大使の称  
号を使つてもいい。ということになると、これは  
特派大使ということになりますか、なりません  
か、どつちですか。

○椎名國務大臣 それは正確な意味ではそうなり  
ません。

○大出委員 もう一ぺん承りたいのですが、その  
大使の称号を使つてもいいというのは、身分的に  
は——使つてもいいという、ずいぶん不安定で  
すが、法律關係はどうなりますか。条文その他説  
明してください。

○高野政府委員 大使には、御承知のとおり、在  
外公館長たる特命全權大使、それからもう一つ、  
國際的にいろいろの慶弔、たとえば大統領が就任  
するとかいふ場合お祝ひに行くために、特派大使  
という特別の名称がございます。それ以外に、い  
ろいろ國際會議とか外交業務のために外国に行き  
まして、外交上の地位と申しますか、待遇を与え  
るために、普通の大使というものが、名称大使と申  
しますが、ございまして、今度の横山顧問の場合  
には、外国で大使という名前を使つてもよろしい  
ということになっておるわけでございます。

○大出委員 そうすると、國際會議あるいは外交  
業務その他で大使という——これは大使にな  
るのじゃないですか。大使と理解していいです  
ね。

○高野政府委員 さうでございます。

○大出委員 どうやらそれでまあはつきりしたと  
思いますけれども、ところで横山さんが三月四日  
に、外電の伝えるところによりますと、パリに入  
られてからいろいろフランスの要人、たとえば  
グループミュービル外相あるいはマナク・アジア  
局長、ショール元國連大使という方々とお会  
いになつて、そのあと記者会見をされてお  
りますね。この記者会見の中で、ベトナムのグエン・

本日の會議に付した案件

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提  
出第二八号)

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を  
改正する法律案(内閣提出第二九号)

在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する

三月十日

中小企業省設置法案(中村重光君外十八名提出、  
衆法第二〇号)

は本委員會に付託された。

委員外の出席者

防衛庁書記官

(長官官房法制調査官)

安田 寛君

防衛庁書記官

(防衛局第一課長)

井口 孝文君

専門員

茨木 純一君

カオ・キ將軍の政府は、私としては米国のかいらいにすぎないと考えている、こういう発言をされておりますね。これは御存じのとおりだと思つたのですが、ますます御承知かどうかを承りたい。

○椎名国務大臣 発言を行なつておるといふことを新聞で見たのでありますが、その後公電によりますと、横山氏がフランスの官邸及び中立系のベトナム人にパリにおいて接触をして、その結果得た印象として、これらの人々の考え方は、南ベトナム政権はアメリカのかいらい政権であるという考え方をしておるといふ、自分の意見ではなくて、これらの人々に接触した印象として述べたといふのが真相であります、自分の考えを述べたのではないといふことがはつきりいたしました。

○大出委員 そう簡単にはいかないので、私は、共同通信の外電あるいは毎日その他幾つかの問題に触れた外電を調べてみたわけです。だけれど、言つてしまつてもどうかと思つたのですが、外務省から共同通信に対して、そのころの外電の最初の電文の修正方といふ事か、よくやる手なんです、これはあたりまえのことのように思ひますけれども、そのころだけはいくらもないから、ひとつよろしく取り扱つてくれという形の話があつて、共同のほうは次の外電から変わった内容になつて入つてきておりますが、ほかのほうはそのまゝ入つてきているのがある。こういうかっこうになつていますが、その辺のことについて御存じですか。

○高野政府委員 いま大臣が御説明申されたとおりでございます、共同を直すといふことは東京では聞いておりませんが、現地でこれは間違つてゐるからといふことはあり得ると思ひます。要するに、真相は大臣がおっしゃつたとおりで、聞き違ひないしそこがおかしいじやないかという注意を与えたことはあるかも知れませんが、しかし、私はそれはつまびらかにしません。

○大出委員 あなたがそんなことを言つと、これは問題になりますよ。事実人間がいるのだから、そんなことを言つても、それじやもう少し詳しく

話しますが、私はこれは非常に大きな問題だと思つて、大臣に直接承つておるのでありますが、パリから入つてきている外電の中で、私も少しづつ詳しく調べてみたのだけれども、名前を言つてもいいけれども、ある記者が横山さんのこの発表に対して非常に心配をされて、日本の記者ですから、あんなさういふことを言つていいのですかといふので念を押しているわけですね。この外電そのまゝでいけば、こうなつてゐるわけです。そのあとで「私個人としては」といふ発言をあえてして、そして南ベトナムのグエン・カオ・キ政権はアメリカのかいらいだといふことを言い切つたわけですね。そこで日本の記者が、あなたがさういふことを言つと、大使なんだから、たいへんな国際的な問題になるからいいんですかと言つたら、私は日本を出るときに十分そのことを話合つてきているのだ、さういふふうに言つて、ついに取り消されなかつた、そこまで明らかになつてゐる。しかも、それを聞いた記者の名前ははつきりしてゐる、さういふことなんです。私は、ここで横山氏のことを妙なふうに扱つたとは思ひません。だから、さつきからあなたの方のほうでものの言ひやういふに私は言つてゐるのです。ところで、そのやうな事実が現にあるわけですよ。これは身分を聞いてゐるのですけれども、大使だといふことになるとすれば、その簡単に見のがせない問題だから、私はあなたの方の考え方をはつきりさせておきたい。将来滞在日程もあるようだから、そのころはどうですか。

○高野政府委員 先ほど申し上げたとおり、パリにおける経緯はさうございまして、しかも最近ロンドンで、さういふあれが出てゐるけれども、あれはパリにおける自分のいろいろな会つた人の印象をまとめたものであつて、自分個人の意見でないといふロンドンで言つておられますから、本人の意見を尊重すべきだと思います。

○大出委員 さうしますと、そのあとで外務省としては本人といふ連絡をとつておる、さういふことになつてゐる。

○高野政府委員 新聞でさういふ報道があるから言動に注意しろといふことは言つておられます。

○大出委員 東京新聞の側からいいますと、「グエン・カオ・キ政権は米国のかいらいで、南ベトナム国民を代表してゐるとは考えられない。南ベトナム国民は不完全なツンボさじきに置かれてゐる。このやうな政権がたとえ新ジュネーブ會議にのぞんでも話し合ひがつく可能性はまずあるまい。ベトナム国民としては和平への機会が訪れるまで北ベトナムとも話し合へる真に南側を代表する政府を樹立するよう心がけるべきだ。」こゝまで東京新聞に出てゐるのです。これは日本人の目にみたら触れてゐる新聞記事です。四十一年三月四日の新聞です。このほうは東京新聞、これは外電が違ふ。こちらのほうは毎日新聞、これはパリの三好特派員が送つてきてゐるものがありま

す。さうなると、このことをいまあなたが言うやうに簡単に、どこかの人がロンドンに行つたときに新聞に出てゐたから聞いてみたら、全く個人の意見ではなくて、聞いた印象だと言つたといふけれども、それに信が置けますか。

○高野政府委員 私のほうは、さういふ報告を受けておりますので、それに信を置かざるを得ません。

○大出委員 あなたにいま私が、本人と連絡をとりましたかと言つたら、とつていないとはいふべきです。とつてないならわかるはずがないでしよう。君、何でもさうなつたのかと聞いたら、ロンドンに行つたらさういふことが新聞に出ておるから、あれはベトナムの中立系その他の要人に会つた印象だと言つた。あなたは連絡をとつていないと言つたでしよう。さうであるなら、どうしてそんなことがわかるのですか。

○高野政府委員 私のことは足りなかつたから誤解を与えたかも知れませんが、新聞にさういふやうに報ぜられておるから、ことは氣をつつてといふ訓令と申しますか、電報は出しましたし、現地におけるその当時のいきさつと申しますか、横山大使のことは大使館から報告を受けておりま

すといふことでございます。

○椎名国務大臣 いまちよつと抜けておることがありますから……。これらの要人なりあるいは中立系のベトナム人と接触する場合には、常に大使館から書記官がついてゐておられます。記者会見のときももちろんついてゐておるのでございまして、そのときの横山大使の発言をそのとおり大使館のほうから通報があつたわけですから、間違ひないのではありません。

○大出委員 幾つもの新聞があるわけですよ。外電も幾つも入つてきておる。共同が入つて、毎日その他が入つてきておるわけです。だれが打つてきたかといふ、電報に名前まで書いてある。それがまさかであつたらめを出すわけじゃない。しかも一人だけ聞いたわけじゃない。あなたもパリに行つて見たわけじゃない。東京新聞が詳細に載せておる外電の内容からいいますと、さつき私が読み上げたやうに、グエン・カオ・キ政権はベトナム国民を全部つんぼさじきに置いて、全くアメリカのかいらいだ。だから、平和交渉をやるといふ意思を持つ限りは、真に南ベトナム住民を代表する政府をつくらなければいけない。さういふ切つておる。もう一つ申し上げますが、これは非常に大きな問題だけれども、「米國は平和交渉という前にまず紛争当事者である北ベトナム、ベトナムと真剣に交渉すべきである。」さういふものの言ひ方です。さらに、「しかし米國がグエン・カオ・キ政権をより立ててゐる限りインドシナにかんするジュネーブ協定に基づく平和の機運はより上がらないだらう。」さういふ切つておるわけですよ。さ、南ベトナムの第一軍司令官を解任をしたという新聞記事が載つておられます。この新聞記事はさつき私、電車の中で読んできたわけですが、米軍の絶対的な援護のもとに、飛行機までサイゴンの上空に飛ばして、この第一軍司令官、つまり勢力が同等だといわれるライバルを解任をしたわけですよ。非常に政情不安定になつておるわけですよ。さつき、横山大使がさういふ発言をしたといふ点について、さつき身分からいくと外務省に責

めを問はれるわけですよ。さつき、横山大使のことは大使館から報告を受けておりま

すといふことでございます。

○椎名国務大臣 いまちよつと抜けておることがありますから……。これらの要人なりあるいは中立系のベトナム人と接触する場合には、常に大使館から書記官がついてゐておられます。記者会見のときももちろんついてゐておるのでございまして、そのときの横山大使の発言をそのとおり大使館のほうから通報があつたわけですから、間違ひないのではありません。

○大出委員 幾つもの新聞があるわけですよ。外電も幾つも入つてきておる。共同が入つて、毎日その他が入つてきておるわけです。だれが打つてきたかといふ、電報に名前まで書いてある。それがまさかであつたらめを出すわけじゃない。しかも一人だけ聞いたわけじゃない。あなたもパリに行つて見たわけじゃない。東京新聞が詳細に載せておる外電の内容からいいますと、さつき私が読み上げたやうに、グエン・カオ・キ政権はベトナム国民を全部つんぼさじきに置いて、全くアメリカのかいらいだ。だから、平和交渉をやるといふ意思を持つ限りは、真に南ベトナム住民を代表する政府をつくらなければいけない。さういふ切つておる。もう一つ申し上げますが、これは非常に大きな問題だけれども、「米國は平和交渉という前にまず紛争当事者である北ベトナム、ベトナムと真剣に交渉すべきである。」さういふものの言ひ方です。さらに、「しかし米國がグエン・カオ・キ政権をより立ててゐる限りインドシナにかんするジュネーブ協定に基づく平和の機運はより上がらないだらう。」さういふ切つておるわけですよ。さ、南ベトナムの第一軍司令官を解任をしたという新聞記事が載つておられます。この新聞記事はさつき私、電車の中で読んできたわけですが、米軍の絶対的な援護のもとに、飛行機までサイゴンの上空に飛ばして、この第一軍司令官、つまり勢力が同等だといわれるライバルを解任をしたわけですよ。非常に政情不安定になつておるわけですよ。さつき、横山大使がさういふ発言をしたといふ点について、さつき身分からいくと外務省に責

めを問はれるわけですよ。さつき、横山大使のことは大使館から報告を受けておりま

すといふことでございます。

任なしとしない。責任なしとしないということであわせて、いま横山大使が述べておられるこの種のことについて、三つ申しましたが、外務大臣、あなたは一体どういふふうにお考えになっておりますか。

○推名国務大臣 これはフランスの要人及びベトナム人で中立系の連中に次から次に会ったその印象として述べておるのである。横山大使が自分の意見はこうであるというふうなことを、それは間違いでない限り、そんなことを言うはずがない。この問題について、どうすれば問題の解決がつくか、とにかくあらゆる機会あるいは人間のルートを通じて和平の道を探索するといふ、その糸口をつかむ意味において自由に行動してきてほしいといふことについては十分に話し合つて行つてゐるのですから、それを先でまるで断定的なことを自分の意見として言うはずがない。これはもう、もしそんなことを言うとする、全くそれが事実であるとする、これは横山大使を選んだその根本にさかのぼつて問題がある。私はそう思います。しかし、こういうことは私はあり得ないと思ふし、多くの人に会つた印象はこうであつたといふことを、いろいろ質問をされて、それをそのまま話したといふことは、これは確かな筋だと私は確信しておるわけでありませう。大使館としてもそういう確信に基づいて公電を打つてよこしたのであるから、まあ私もこれを信頼しておる。また、いまあなたの言われたようなことは、もうほとんどあり得ない、普通の常識を備えた人間なら、そんなことを言うはずがない、私はこう思ひます。

○大出委員 気遣いでない限り、こう言われるのですが、気遣いなど大使なんかにはたらえらひことになる。そんなばかげた話はないことになるのですが、幾ら否定をされても——もう一べん読みますが、これはパリの三好特派員が送つてきた外電、これを私は調べました。ここに第一に「南ベトナム政府は米国のいらい政權だから、その出先と会つてもたいして参考にはならないと考へ

てゐる。」「こういうふうに述べて、私個人としてはグエン・カオ・キ政權は米国のいらいにすぎない。」「こういうふうに述べた。それから「記者団から「グエン・カオ・キ將軍の政府が米国のいらいにすぎない」といふ言明について、懸念が出されたが、同大使は「私個人としてはそう思つてゐる」と述べた。」「こう書いてあるのですね。いいですか、これは私が調べてみたところが、これは日本人の記者だから非常に心配した。日本の記者だけ聞いたのではないのだから、心配をして、大使、あなたはそういうことをおっしゃつて、どういふかといふことを念を押した。それがここに言つておる懸念が出された、ここに書いてあるとおりです。そうしたら、おれは出てくる前に十分相談をして來てゐるのだから、そんな心配はない、こういうふうに言つた。私のほうから新聞社を通じて調べてもらつたら、こういうわけですよ。そうなつてくると、あなたは、言うはずがない、言つたあととすると気遣いだと言ふわけですから、まさに気遣いだ、言つたのだから。即刻横山大使をやめさせたらどうですか。どうですか、大臣。

○推名国務大臣 そういふ事実を私は信するわけにいかない。

○大出委員 信する信しないの問題じゃない。事実を信じないといふ、事実を信じなきや、あなたどうするのですか。

○推名国務大臣 大使館の責任のある公電を私は信じしております。

○大出委員 それじゃあなた方は出先でこういう人が何を言つても、事実幾ら言つても、それが事実であつてもあなたは信じない、こういうことじゃ、そういうのを因襲といふのです。

○推名国務大臣 公電を私は信じております。

○大出委員 それじゃ公電はどうあつたのですか。

○推名国務大臣 公電は、私が先ほど申し上げたように、フランスの要人あるいは中立系のベトナム人の数人に会つた印象はこうである、それ

らの連中の考え方がこうである、こう言つてゐるのですから、横山自身の意見ではない。

○大出委員 大臣、これはあなたはそう答弁をせざるを得ないだらうとは思ふ。私の言うことを認めたら、えらいことになる。すぐ呼んでこいといふことになる。だから、それは認められないだらうと思ふけれども、事実として存在する。しかも特派員が事実を認めて、書いて書いて電報を打つてゐる。それに対して、共同の分について外務省からクレームらしきものがつてゐる。どう言われたという話が書いてある。そうなつてくると、御心配のほどはわかるけれども、この点についての責任ある措置をあなた方はとつていただかぬと、これはやはり国際問題なんだから。あなた方がそのとおりだと認定され、認められるならそれでいいですよ。ただ、私が冒頭にあなたに聞いたそれ、そう思つていないとおつしやるのだから、外務省として責任ある立場でそう思つていないのに、外務省の顧問であつて、かつ大使の任務を持つておる方が、いらい政權だといふことを言い切る、こうだとすれば、これはあなた、当面はともかくとして、しかるべき打つべき手を打たなければ、国際的にたいへんな誤解を生みますよ。そこところはどうかですか。

○推名国務大臣 私どもは、あくまで大使館の公電を見て判断する以外にない。それによると、これは横山本人の考え方でなくて、いろいろな中立系の連中に会つて話し合つたその印象がこうであつたといふことを言つてゐるにすぎないといふことが、はっきりしたと通報されておるのであります。それによつて私はお答えしておるわけですよ。

○大出委員 もう一つ聞きますが、こういうことがありましたか。二月十七日の日本経済新聞ですが、出発の前日の夕刊に、「あす出発」と、こういふわけですよ。これによりますと、佐藤総理の口ききで、和平への火を絶やさぬようにといふわけです、好機がきたらわが国もフランスその他と一緒にベトナムの平和解決ということに努力し

なければならぬ、そういう意味の特使派遣だ。何もしない日本外交という世論の非難を封ずるための国内対策という思惑も含んで考へた。これに対して外務省は、同特使に期待をかけるのは無理だといふ冷淡な見方を隠そうとしない。」「こう書いてある。あなた方は隠してない。この見方の背景には、特使の入選の際、同省が必ずしも適任とは見ていなかった横山氏が、首相周辺の強い推薦でまゐつたといふ経緯もからんでゐる。しかし、同省の指摘するように、むずかしい交渉を本気でまゐめたい場合に、鳴りもの入りではでな特使派遣をするといふことは、相手国の反発を招くおそれがあるといふようなこと、それから北爆再開後だから、タイミングが悪いといふようなこと、いろいろこう書いてあります。だから、横山特使は、首相官邸と外務省の感覚の差のまん中であつて本人も非常に悩んでゐるというのを最後に書いてある。」「こういういきさつ、こういうことが出発の前晩に新聞に出てゐた。さて、パリに行つたら、こういうことを言ひ出して、しかもあなたは公電だけしか信じないじゃないか。」「こういう外交のやり方、あり方といふことについて、あなた、大臣としてどうお考えになりますか。

○推名国務大臣 公電と反対のことを信じようがない。

それからいまの前の晩のいろんな新聞記事は、これはもう推測記事でありますから、何を書こうとこかつてでございませうけれども、さうなことはございせん。

○大出委員 それじゃあなたのほうは、この問題について、横山大使に対して、私がいま申し上げたようなことを日本の新聞に全部詳細に出しているのですから、この真相について正式にあなたのほうで確かめる、私はその責任があると思へるので、そこところはどうかですか。

○推名国務大臣 なお必要とあれば、その真相をパリ大使館をして調べさせ、報告をさせたい、こう考へております。

○大出委員 必要とあらばなんといふことじゃない

くて、この内容を見たら、特派大使なんだから、正式な佐藤総理のお声がかかりで行っている大使なんですから、こういうふうな国際的に流れていけば、東京でしゃべったことが三十分もすればサイゴンで発表されるという世の中なんだから、当然これは外務省としてはいままでもに尽くすべき手は全部打たれていて、公電なんていうことでなくて、あなたのほうからやはり正式にこうだああだという形の正確なものの言い方で明らかにしておいて責任があるのじゃないですか、初めから。いままでもに必要とあればなんてないでしょう。

○椎名国務大臣 とにかく横山大使の意見としてでなくて、受けた印象を取りまとめて話したというのが、真相でございませう。それ以上は、いま調べる必要はないと私は考えております。ただし、後日のなにもなりませんし、いろいろな参考資料として、なおこれを中心とした周辺の事情をできるだけ調べておくように適当な機会に指示を与えておこうかと思っておりますが、とにかく問題は、そういつたようなことが横山大使の意見であるかどうかということがポイントであります。その問題だけを私は調べて、そしてこれに対して南ベトナム政府に対しても十分に事情を説明をしておいた、こういう状況であります。

○大出委員 先ほど大臣が答弁された中に、そういうことを言つたことについては間違いないだろう、さもなければ人選が間違つたということになる、こういう話をされた。いま新聞は何言つてもかまわぬとあなたは言うけれども、そんなものじゃない。そんなことを言つたら、新聞記者さんおこりますよ。火のないところに煙は立たないのだから、全く架空の記事を書くはずはない。あなたも、いみじくもさなければ人選がということをお口にされる。外務省と首相側近との間で人選についてさんざんもめている。外務省のクラブの人たちは、みんな知つてゐる。だから、前日の新聞に載つた。あなたの先ほどの答弁も、ずいぶん冷淡な答弁ですよ。こんなことを言うのであれば間違いないところから始まつて、さもなければ人選

の間違ひだというのだから。それでしょ。そういうことでは困る。それだけでは済まない。日本の外交のきわめて重要な一環なのだから。だとすれば、やはりいまあなたが言われるように——これからはまだあと滞在日程があるのではありません。そこから聞きましょ。滞在日程はどのくらいあるのですか。どこを回るのですか。

○小川政府委員 約三カ月の予定で出発なさいますから、まだ一カ月半ほど、もとの予定は残っております。

○大出委員 三カ月のうちの半分の一カ月でこれだけの放言を至るところでやつてしまつてゐるのだから、それでしよ、そうだとすれば、あと一カ月半で何が出来るかわからぬじゃないですか。そのたびに公電しか信用しない、こう言つたつて、それじゃ世の中おさまらぬ。あと一カ月半あるのだとすれば、先々外務省のことで答弁をされる皆さんの言ひ分と外地から入つてくる外電に乗つてくる横山さんの言ひ分とが、まづ正面から食い違ひようなことをさしおいていいことにはならぬでしよ、大事な責任がある政治の立場からすれば、その責任はどうなですか。そういうことのないように、あなたのほうではそれ相応の措置をとつてしるべきじゃないですか。

○椎名国務大臣 いままで誤解を生んだことは、全く事実上反するということがはつきりしてあります。でありますから、横山君がその任にたえる人で、その行動をとつておるものと私もは考へておる。しかし、とかく誤解をされるようなことは、これは近づかないほうがいいのでありますから、そういう意味において、言動については今後とも気をつけてくれという注意はいたしてあります。でありますから、今後の一カ月半が二カ月になつても、そういう非常識な言動はしないはずで十分に使命を達して歸つてくるものと信じております。

と、こうなるのだけれども、それはとにかくとして、ともかくあと一カ月半、しかも相当な地域にわたつて北ベトナムのほうとも接触をしたい云々と云つてゐるわけですから、これだけ重要な国際的な、しかも平和の問題の中心課題、ここに接触を保つてゐる人ですからして、勘ぐればいろいろなことが考えられるんだけれども、これは慎重にあなたの方のほうで対処すべきですよ、当然。ところでひとつ承知したいのですが、そういう御注意をされたのはいつですか。

○高野政府委員 それが新聞に報ぜられまして、それから公電が参りまして、新聞では間違つたというが、違つたことが報道されているから、言動は今後とも注意するように指示したわけでありませう。

○大出委員 それでは、あなたのほうは、さつき連絡を全然とらないといふんだけれども、連絡はとつたわけですね。

○高野政府委員 連絡をとらないとは絶対に申し上げません。公電が来ている、それから指示してある、そういうことを申し上げました。

○大出委員 そうしますと、途中で聞くやうで恐縮だけれども、心配だから聞くのです。明らかにしていただきたいのですが、ここに載せられてゐる内容というのは、さつき読み上げましたように、きわめて具体的なのですね。グエン・カオ・キ南ベトナム政権は米国のいろいろな政權だ、国民はつんばさじきだといふところから始まつて、平和交渉を前提としてもものを考へるなら、このグエン・カオ・キの南ベトナム政權というのは国民の政權に、国民を眞に代表する政權にかななければだめだと言ひ切つてゐる。それらのことを逐一あなたのほうは、そういうふうな伝へられてゐるが、そう言つたのかどうかといふこと、言わなうといふれば、そういうふうな誤つて受け取られやすい言動を云々することは将来どうとかいふふうな、具体的にこれを指示しなければ指示にならぬでしよ。そこらあたりはどういふふうになつていますか。

○高野政府委員 先ほどから申し上げておりますように、横山大使は現地における会つた人の感觸を述べられたので、それが個人の意見として伝えられてゐるから、今後とも言動に注意しろ、そういう指示をしてゐるわけですね。

○大出委員 外務大臣、それははかならぬ、先ほど来申し上げてゐる当面の日本の外交の非常に中心の一つの問題点ですから、あと一カ月半もあるのだといふならば、その一カ月半に行かれる先々についても、十二分にひとつ配慮をしておいていただかぬと、食い違ひが起ることわれわれも迷惑しますから、そこらのところを確認をいたしておきたい。いいですね。

もう一点、これは防衛庁の方においでになつたやうですから、大きな意味でひとつ外務省の皆さんのほうにも私のほうからお願ひを申し上げておきたいことがあるのでありますが、ベトナムの野戦病院、つまりベトナムの負傷者を日本に連れてきて入れている病院は、どのくらいあつて、どのくらいの病床——病床と聞きますから、どのくらいの病床だといふやうにお考へになつておりますか。

○財満政府委員 お答えいたします。私どものほうに米側から通報が参つておりますのは、ジョンソン飛行場、それからキャンプ王子、岸根兵舎地区、米陸軍医療センター、キャンプ朝霞の五カ所でございます。ジョンソンにつきましては五百ベッド、それからキャンプ王子については千二百ベッド、岸根兵舎地区につきましては千二百ベッド、米陸軍医療センターにつきましては三百五十ベッド増設ということになります。キャンプ朝霞につきましては千ベッドということに通報を受けております。

○大出委員 ちょっと計算しにくいのですが、合計どのくらいですか。

○財満政府委員 四千五百ベッドになります。

○大出委員 私は横浜の出身なんです、横浜の相模原、それから岸根、三百と五百ぐらいだと思ひますけれども、二つある。それでこれは前々か

らその周辺に、私は岸根のほうに近いところにお  
るせいもありますが、運び込まれた云々というこ  
とで町じゅうのうわさになっているわけです。お  
まけにこれは病院でないものを改造したのです。  
岸根の場合は病院でない施設を病院に改造したの  
ですから、その意味で、どういふふうに収容して  
いるのかという、周辺地域の非常な心配もあるわ  
けです。最近、静岡の三島病院の、例の副院長ま  
でおなくなりになったというチフス等の新聞記事が  
出まして、これは問題が違ふのだけれども、またま  
た町の方々が相当な不安を感じているわけです。  
私のところに、入国にあたっての検診はどうなっ  
ているのですかと尋ねて、いや地位協定の関係  
で権限がないと言った。ところがこれはベスト  
だの、コレラだの、発しんチフスだの、つまり東南  
アジアからくるわけですから、そういう罹病率の  
非常に高いところから帰ってくる兵隊さん、しか  
も負傷されているということになると、これはそ  
の周辺地域にどういふ被害が及ばないとも限らな  
い。しかも入国にあたっての検診その他について  
も、日本の責任ある行政官の手が及ばない、こ  
うなっているのだとすれば、これはどういふこと  
になるのだということ、非常な不安があるわけ  
です。これは相模原の市会でも問題になってい  
ますし、横浜でもそうです。県でもそうです。だ  
からそこらあたり——実は私は、これは国防省  
の関係がありますから、主として防衛庁のほうで  
はあると思うのだけれども、防衛庁のほうとい  
うのはある意味では事務的になってしまふ、政治的  
な面ではなかなか手が打ちにくい、これが、私の  
防衛庁の皆さんとやりとりしてきている現実です  
よ。してみると、外務省という立場も含めて事に  
当たっていただかないと、どうしても心配が残る  
という意味で、私はこの席で承りたいわけなん  
ですが、そこらの町の庶民の心配について、あなた  
方のほうはどういう方法をお考えになっておりま  
すか。

疫の問題に関係があると思ひますので、私からお  
答へ申し上げますが、検疫につきましても、わが  
ほうと米側との間に前々から取りきめがございま  
す。ただ、やり方としましては、日本の普通の港  
あるいは飛行場に着く場合には、厚生省の検疫官  
が直接一般の日本人あるいは外国人等の入国の場  
合と同様の検疫をすることになっております。た  
だ、飛行場なり港なり米軍の施設に直接入りま  
す場合には、あらかじめ厚生省の検疫官と米側の検  
疫官の方が打ち合わせをしまして、一応米側の検  
疫官が検疫をやりまして、その結果についてもし  
日本側の検疫官に問題が生ずる場合には、日本側  
の検疫官と先方の検疫官が相談をしまして事後の  
措置をきめる、こういうことになっております。  
でございまして、実質的には、検疫につきまし  
ては一般の入国者と同様な取り扱いをするとい  
うことになっております。

も、これでいけばいいのですよ。ないということ  
を明らかにしてください。

おやりになっていますか。

○大出委員 検疫権があるとおっしゃるのだけ  
ども、そう確認していいですか。

○大出委員 検疫権があるとおっしゃるのだけ  
ども、そう確認していいですか。

○大出委員 私は、県の渉外部その他を通じて調  
べた。ない。明確にこれは米軍と話し合ったが、こ  
ういふ状況にあるということでございます。

○大出委員 ところで、皆さんのほうは、これだ  
け数あるベトナム野戦病院と称せられていること  
ろについて、どなたか行って直接ごらんになった  
ことがありますか。

○大出委員 厚生省と連絡の上でしかるべく措置  
をとっておくのがほんとうだと私は思っています  
が、そこらは大分どうお思いになりますか。

○大出委員 厚生省の担当官のほうであるい  
は見に行かれたことがあるかもしれませんが、外  
務省として直接見に行ったという事実はござい  
ません。

○大出委員 厚生省と連絡の上でしかるべく措置  
をとっておくのがほんとうだと私は思っています  
が、そこらは大分どうお思いになりますか。

○大出委員 厚生省の担当官のほうであるい  
は見に行かれたことがあるかもしれませんが、外  
務省として直接見に行ったという事実はござい  
ません。

○大出委員 厚生省と連絡の上でしかるべく措置  
をとっておくのがほんとうだと私は思っています  
が、そこらは大分どうお思いになりますか。

○大出委員 厚生省の担当官のほうであるい  
は見に行かれたことがあるかもしれませんが、外  
務省として直接見に行ったという事実はござい  
ません。

○大出委員 厚生省と連絡の上でしかるべく措置  
をとっておくのがほんとうだと私は思っています  
が、そこらは大分どうお思いになりますか。

○大出委員 厚生省の担当官のほうであるい  
は見に行かれたことがあるかもしれませんが、外  
務省として直接見に行ったという事実はござい  
ません。

○大出委員 厚生省と連絡の上でしかるべく措置  
をとっておくのがほんとうだと私は思っています  
が、そこらは大分どうお思いになりますか。

○大出委員 厚生省の担当官のほうであるい  
は見に行かれたことがあるかもしれませんが、外  
務省として直接見に行ったという事実はござい  
ません。

○大出委員 厚生省と連絡の上でしかるべく措置  
をとっておくのがほんとうだと私は思っています  
が、そこらは大分どうお思いになりますか。

○大出委員 厚生省の担当官のほうであるい  
は見に行かれたことがあるかもしれませんが、外  
務省として直接見に行ったという事実はござい  
ません。

○大出委員 厚生省と連絡の上でしかるべく措置  
をとっておくのがほんとうだと私は思っています  
が、そこらは大分どうお思いになりますか。

○大出委員 厚生省の担当官のほうであるい  
は見に行かれたことがあるかもしれませんが、外  
務省として直接見に行ったという事実はござい  
ません。

○大出委員 厚生省と連絡の上でしかるべく措置  
をとっておくのがほんとうだと私は思っています  
が、そこらは大分どうお思いになりますか。

○大出委員 厚生省の担当官のほうであるい  
は見に行かれたことがあるかもしれませんが、外  
務省として直接見に行ったという事実はござい  
ません。

○大出委員 厚生省と連絡の上でしかるべく措置  
をとっておくのがほんとうだと私は思っています  
が、そこらは大分どうお思いになりますか。

○大出委員 厚生省の担当官のほうであるい  
は見に行かれたことがあるかもしれませんが、外  
務省として直接見に行ったという事実はござい  
ません。

○大出委員 厚生省と連絡の上でしかるべく措置  
をとっておくのがほんとうだと私は思っています  
が、そこらは大分どうお思いになりますか。

○大出委員 厚生省の担当官のほうであるい  
は見に行かれたことがあるかもしれませんが、外  
務省として直接見に行ったという事実はござい  
ません。

○大出委員 厚生省と連絡の上でしかるべく措置  
をとっておくのがほんとうだと私は思っています  
が、そこらは大分どうお思いになりますか。

○大出委員 厚生省の担当官のほうであるい  
は見に行かれたことがあるかもしれませんが、外  
務省として直接見に行ったという事実はござい  
ません。

○大出委員 厚生省と連絡の上でしかるべく措置  
をとっておくのがほんとうだと私は思っています  
が、そこらは大分どうお思いになりますか。

○大出委員 厚生省の担当官のほうであるい  
は見に行かれたことがあるかもしれませんが、外  
務省として直接見に行ったという事実はござい  
ません。

○大出委員 厚生省と連絡の上でしかるべく措置  
をとっておくのがほんとうだと私は思っています  
が、そこらは大分どうお思いになりますか。

○大出委員 厚生省の担当官のほうであるい  
は見に行かれたことがあるかもしれませんが、外  
務省として直接見に行ったという事実はござい  
ません。

○大出委員 厚生省と連絡の上でしかるべく措置  
をとっておくのがほんとうだと私は思っています  
が、そこらは大分どうお思いになりますか。

○大出委員 厚生省の担当官のほうであるい  
は見に行かれたことがあるかもしれませんが、外  
務省として直接見に行ったという事実はござい  
ません。

れで一応の事情はわかりかけている。しかし、それでは地域は納得しない。何とかこれはもうちよつと責任ある国の立場で、実際に調べてみたが、こういふことになつておるので心配はない、そういう責任ある立場で処置をしていただかないと、国民的な問題ですから、そこあたりをどういふふうにお考えになつてゐるか、承つておきたい。

○安川政府委員 周辺の方々に不安を与えるといふことはたいへん望ましくないと承つてゐる。さらに厚生省と十分打ち合わせをいたしたいと思つてゐる。

○大出委員 私は、実はこの委員会の理事会その他で御相談をいたしたいと思つてゐた問題なんです。先ほどお答えがありましたように、四千何百病床でしょう。人員に触れますと、これは米軍との関係の問題ですから、たいへん皆さんに御無礼に当たるのを念を押しておきますが、岸根の状態は、この病床に入り切れぬのです。しかも全部仮設です。病院じゃないところでやつたのですから。そうしますと、それだけに施設も不完全ではないかといふこともあつたりいろいろするのです。そこで県の衛生部の渡辺という予防課長さんが、米軍の第一〇六総合病院、これが例の港北区の岸根ですが、そこに行かれて、日本側の衛生監視がノータッチになつてゐたのでは地域住民の不安もあるといふことから、それらに努力をされているわけですね。このリードという岸根の病院長さん、中佐の方ですが、つい最近やかましくなりましたので、この方々に案内を求めて、一応は見つてゐる。ところが、フィリピンで治療をやつてゐたのだけれども、どうにも手に負えない、そういうことで日本に運び込んだんだ、こういうことなんですね。そこで、これは患者を一応特別病院というのに二週間隔離をしてみても、はたして発病するかしないかといふようなことを二週間の期間を置いてみて、それから一般病棟に移す、こういうことなんですよ。ところで隔離病棟をつくらせて、そこで数日の経過を待つてみるなど

という措置をとつてゐることは、入港のときに一応の例の検査はするでしょうが、それだけで確信が持てない。したがつて隔離をして、しばらく、二週間なら二週間の期間は様子を見て、それからいふようなことになる、病菌云々の危険がなまにしもあらずといふことで、そういう措置をとつておる、こういうことになるわけですね。そういうふうな記事が出てきますと、危険があるから隔離病棟が何かに入れておくのだといふことになつてしまふ。ですから、それは県の予防課長さんが苦勞して行つてゐたことになつたといふことだけで、あとはないのです、そういうことではなくて、やはり外務省なりあるいは関係のある防衛施設庁なり、さらに担当の厚生省なりといふところで御相談をいたしたい。これが減つていつてやがてなくなつてしまふやうな感じがする。ところが、いまの、状況を見てみますと、この岸根の病院に入り切れぬ状態です。それで仮設ベッドを別のほうにつくつたといふことになつておる。そうすると、これは将来に向かつてふえることはあつても減らない。いま四千何百といふ病床もふやさないければならぬといふことになるかもしれない。そうすると、政治的な問題は別として、これらの点については、本来ならば担当委員会、内閣なら内閣から厚生省の人を連れていつて一緒に見てきて、こういふんだ、万全の措置でだいたいよくぶだといふ責任をとつた姿を明らかにしたいといふかと思つておるぐらゐなんです。だから、そういう意味で、御答弁としてはわかるけれども、そういう責任ある措置について、外務大臣がおられるので、あえて私は質問しておるのですけれども、国防、国務両省の関係がいろいろあつたりいたしますけれども、実は全体的に見れば大きな問題で、対米関係なんですから、そういう意味で、それらのしかるべき措置を早急におとりをいただきたいのですが、外務大臣いかがでしょう。

○推名国務大臣 御趣旨に沿つて万全の措置をとりたいと思つておられます。

○大出委員 それではいまの問題はできるだけひ

とつすみやかに御相談をいたしたい、その辺の点について、地域の住民の心配の種になつておるすから、御連絡賜つたたい、こういうふうな思ふわけでございます。

それから先般の衆議院の予算委員会その他で、国連協力云々という玉置さんの質問に対して外務大臣がお答えになつたわけなんです、これをめぐつてその後いろいろな場所での議論がされてきておりますけれども、時間がたつていつて、新聞あるいは総合誌あるいは雑誌等に当時のいきさつがいろいろと報ぜられるようになってまいりました。そういう中でどうも少し当時の皆さんの答弁が納得のいかない節がたふさん出てきておるやうに思ふわけでありまして、そういう意味で、私どもの整理の必要もありますから、たび重なる質問だと思つても、そういう角度からお答えをいただきたたいと思ふわけでありま

私は、松野防衛庁長官にこの問題について質問をいたしました。推名さんが民社党の玉置さんの質問にあのやうにお答えになつたが、それは防衛庁が相談にあつた上のことではないかといふ質問をした。ところが、何と松野さんが答えたかといふと、推名さんはあなたも御存じのとおりのお人柄なんです、ああいうことをおっしゃつたのだらうと思ふ、したがつて、私のほうはあつたか知らぬところだといふ言ひ方をされております。その後のいろいろな資料によりますと、前の晩に松野さんが推名さんに電話をかけて、あしたはおれのほうに質問がくるのだけれども全く知らぬといふことに答弁しておくからなといふことで、打ち合わせの上でどうもあつたか知らぬといふ答弁をされたといふいろいろな事実が出てきておるわけでありまして、これは疑惑を招きますから、自衛隊法というものは防衛庁の所管のほうでもありませんから、そういう意味で、両者相談の上でやりになつておるのだと私は承つておりますので、そのころのところをそうならそうといふふうにとつ明らかにしておいていただきたたい、こういうふう

に思ふわけでありまして。

○推名国務大臣 この問題はだんだん話題として発展してきておりますから、もちろん防衛庁長官とはその後話しておりますが、玉置委員の質問の際には、全く防衛庁とは打ち合わせはいたしておらないのであります。おらないので、私、自分のことばをはつきり記憶しておりませんけれども、とにかく憲法上はいわゆる海外派兵といふものに該当しない、武器を取つて武力行動に出るといふやうなことは考えられない、つまり軍事専門的な知識を活用するといふ趣旨で出かける場合には、憲法上差しつかえないといふことを法制局も言つておるし、これは問題がない。ただし、自衛隊法は海外の派遣を許さないといふことに現行法ではなつておるのであります。その問題については変更するといふことはかなり重大な問題になります、しかし、一方において国連の事情といふものは、やはり加盟国にそういう要請をするといふやうな段階にもなつておるし、今後ともそういうことが予想されるのであるからして、そろそろこの問題については研究しなければならぬ。研究はしておるけれども、まだ成案は得ていない、こういうことを話したのでございます。

○大出委員 国防会議なんかもあるのですし、これは外務大臣の立場からぼつとそういうふうにあのときの発言をされれば、相当な波紋を呼ぶことは私は当然だと思つてゐる。そこで、一、二、三、点承つておきたいのですけれども、防衛庁に防衛研究所というのがあるのですか。防衛研究所というのは何をやつておるのですか。――聞き直しましう。外務省の官房直屬の国際資料調査室、こ

こは何をやつておるのですか。

○高野政府委員 御承知のように、外務省は局別と申しますか、地域別の局がございますが、それ以外に総合的にいろいろ情報を集めて検討しております。

○大出委員 月に一回ないし何回か軍事専門家と言われるような人たちを集めて、核戦略の問題とか、あるいは国連警察軍の問題とか、核軍縮ある

いは核武装地帯、あるいは核の拡散防止などというような、当面するいろいろな問題をテーマに、つまり情報の交換、検討などというようなことを続けておられますか。そういうこともおやりになつておられますか。

○高野政府委員 外務省は、外交上の関係から、軍縮問題に關連して専門家の意見を聞いております。

○大出委員 先般防衛庁の關係で、ベトナムで飛行機に乗つて、そのことが問題になつておやめになつたような形になつておられる方が、最近いろいろなものを書いたりしておられますが、そういういろいろな面からこまかく読んでみますと、この國際資料調査室なるものと防衛研究所の關係の方々の間は相當に密接である、しかも、いま私が例にあげました方なども、國際資料調査室などのいろいろな場合に出席されて、中心的な役割りを果たされている、こういう事實がある。そうなりますと、防衛庁の研究所、それから外務省の官房直屬の國際資料調査室、この關係には當時密接な連絡が保たれて今日までできておる。それが當然だと思つておる。防衛庁は防衛庁でかつたことを研究している、外務省は外務省でかつた情報を集めておるでは困ると思つておる、そこらあたりはどつちのふりにも私は相當密接に連絡がとられておるという事實をもつて申し上げるのです。

○高野政府委員 國際資料部におきましては、いろいろテーマがございまして、大学ないしは民間の専門家からいろいろな問題につきまして意見を聞いておられます。単に防衛研究所とばかり連絡しているという筋合ひのものではございません。

○大出委員 したがつて、この研究テーマが、つまり國連警察軍だとか、外務大臣が言われている國連協力法などというふうなものにテーマに相からぬ問題が幾つかテーマにあげられたりして、レポートの交換なりあるいは研究なりいろいろやられておるわけでありましかつても、そういうことになりまかつと、國連協力法などというものの、防衛庁と無關係で進められた筋合ひのものではないか。

い、こういうふうな理解をせざるを得ないと私は思ひますし、もう一つあわせて承つておきたいのは、外務省筋に私もいろいろ友人、知人もおりますから、調べてみたのですけれども、國連協力法なるものの案——どの程度の案かといういろいろ問題はありますけれども、とにかく案と申し上げておきますが、案というものが今日存在をする、それらの点を土台にして大臣があつたやうに言われている、こういうふうな考えられるわけでありましかつても、そういう理解でよろしうございませう。

○推名國務大臣 いや、そういう問題は、日常の防衛庁の業務あるいは当面しておる外務省の外交業務というものを離れて、もつと別の次元で基本的な研究をしておるものと私は考えております。こういつたようなことをここから引き出してはわけではない。

○大出委員 ちょっとそこがわからないのです。防衛庁の業務あるいは当面しておる外務省の外交業務というものを離れて、もつと別の次元で基本的な研究をしておるものと私は考えております。こういつたようなことをここから引き出してはわけではない。

○推名國務大臣 いや、そういう問題は、日常の防衛庁の業務あるいは当面しておる外務省の外交業務というものを離れて、もつと別の次元で基本的な研究をしておるものと私は考えております。こういつたようなことをここから引き出してはわけではない。

○大出委員 あつたやうに言われては困る。あつたやうに言われては困る。

○大出委員 あつたやうに言われては困る。あつたやうに言われては困る。

○星政府委員 國連局では、そういう法律案といふものをつくつておられます。

○大出委員 國連局政治課に入つてくるいろいろな情報がありますね。それに基つて、つまり國連協力法案——たつき台だつたら私は思ひますけれども、そういうものをこしらえて、課長さんの段階等でもとめられておる。これは皆さんが隠されても、事實なんですよ。もう一ぺん聞きますが、國連局長はなにといふが、下のほうで聞いてみたところ、あるといふのだから、それをもう一ぺん答弁していただきたい。これから先の問題で、あとであつたなどと言われては困る。

○星政府委員 國連局といつたしましては、國連に對する協力といふようなことではない。いろいろな案を検討していることは、私たちの職務上のことではないかと思ひます。しかし、いまおつしやいましたような法案といふものは全然ございせんから、その点は誤解のないやうにしておきたいと思ひます。

○大出委員 まつめておられるのは法案じゃない。しかし、國連の理事國になつておる日本、松井さんが議長にもなつておる日本という立場からすれば、しかも國連中心外交を唱えておられるわけだから、どういふふうな形でやれば國連に協力ができるかといふふうな、そういう素案といふすか、そういうふうなものは検討されておる。ただしかし、法案と名づけたものはない、こういうことではないのですか。

○星政府委員 いまおつしやつたとおりでございませう。

○大出委員 そうしますと、法案とは名づけぬけれども、いかにすれば國連協力がより積極的に行なわれるかといふことの素案、そういうふうな形のもの、政治課の情報その他も集めて御検討になつておるといふことが一つの素案になつて、それこそ大臣の御発言になつておる、こういうふうな理解してよろしうございませうか。

○星政府委員 先ほども申しましたやうに、國連局とすれば、どうすれば國連強化といふすか、國連との協力といふものが十分できるかといふことを常々考えております。

○大出委員 そうすると、大臣が御発言をされた内容も、そういう國連局その他を中心として検討されているところに基礎が置かれておる、こういう理解でよろしうございませうか。

○推名國務大臣 大体お話のとおりでございませう。

○大出委員 ところで、防衛庁からいま外務省籍で海外に派遣されている方々は、何名くらいおられますか。

○高野政府委員 十五名でございませう。

○大出委員 もう一つ、自衛隊の方で沖繩に行つておられる方々は年々ふえておるやうですけれども、これは何名くらい行つておられますか。

○井口説明員 説明員でございませうので、おのずから答弁に限度がございませうが、私の承知しておる限りでは、沖繩に行つておるといふことがよくわかりませう。

○大出委員 私の調べた範囲では、最初百人くらいからふえて、いま七百人くらいにおられるはずであります。これが近々千人くらいにふえるのじゃないかといふふうな考へておられますが、実はこれは關係があるから聞いておるのです、このあたりについて、どなたか答弁できませんか。

○安川政府委員 私が聞いておると申しますか、承知しておる範囲では、研修を終わった自衛官と申しますか、それが見學といふやうなことで沖繩に行つておるといふ話を聞いておられますけれども、これは外務省と直接關係はございせんから、正確な人数とか正確な目的といふものを承知しておられますが、私の聞いておられますのは、研修を終わった自衛官が見學のために出張した例は、過去にあるといふふうな聞いておられます。

○大出委員 ところで、二つばかり質問があるのですが、十五人派遣、これは外務省籍ですね。自衛隊の高官の方々が——いまの官房長の海原さんなんかだつて、前に外國に行つておつたのですから、そういう方々は主としてどういふ任務におつきになつておられますか。

○高野政府委員 任国の軍事情勢をいろいろ研究してあります。

○大出委員 そうすると、外務大臣、先ほど派遣というところをお使いになりましたが、派遣、これを広義に解釈をいたしますと、いま十五名と、こういうわけでありませうけれども、これが多少ふえても、そういうやりくりというところはおかしいですが、派兵ではない派遣、こういう範囲、これはどの程度に考えてよろしゅうございませうか。

○椎名国務大臣 これはどうも法律的にどう解釈するのか知りませんが、海外派遣ということになると、内地から海外に派遣される、外務省籍の者をAの外国からBの外国に勤務がえをするというのでございませうから、これは派遣にならないのじゃないかと思ひます。しかし、私はどうも法律専門家に聞いたほうがもっと正確にわかると思ひます。

○大出委員 私は、いま沖縄に行っているつまり自衛隊の方、外務省籍でない方と、それから外務省籍で十五名行っている方、二つを例にあげたわけなんです、いま国会審議の過程でよく出てくる派兵、派遣、そのうちの派遣、これはさつき大臣も口にされましたが、派遣ならいいという解釈が高辻さんからも出ておるようです、何か何となく論議をしましいますと、派遣ならいいのだという、そういう雲行きにいまなつてきておる。そこで私は、派遣とは一体何ぞやという、外務省籍にしてまつたらこれは派遣ではないのかという問題、つまり自衛隊の高官であつても……そこらあたり非常にあいまいになつておるわけですね。ですから、そこらあたりを皆さんのものの方をはつきりしておいていただきたい。そうでないと、あとでちよつと質問に困るのですから、それで聞いておるのです。

○藤崎政府委員 従来はつきりいたしておるものは、海外派兵ということが憲法上も禁止されておるといふことばがございまして、そのほかの、派遣といふことばがどういふ前後の關係で使われて

きたか存じませんけれども、派兵に該当しない場合を總括的に言つたのかと思ひますが、ただいま例示されました防衛庁からの人の海外在勤の命令でございませうか、あるいは出張で海外に行く、そういう場合は海外派兵に該当しないということばは、これは明瞭だろと思ひます。

○大出委員 どうもそこがわからぬのです。私は法律を引つぱつてみたりいろいろしてゐるのですが、派遣ならいいのだ、こういう言ひ方をする意味では口ぐせのように椎名さんも言われるわけでありませうが、先ほど冒頭の私の質問に、派兵でなくて派遣だといふ意味のことをちよつと言われておるのですけれども、いまのお話もきわめてあいまいで、条約局長ともあろう方ですから、そのところをもうちよつと、私がそうかといふふうに納得できるような言ひ方をしたいだけせんか、派遣とは何ぞやといふことについて。

○藤崎政府委員 派遣といふ觀念が先に概念がはつきりしておつて、派遣ならいいといふふうな結論が出てきたのじゃなくて、私が先ほど申し上げました趣旨は、海外派兵はいけなないということばは、これははつきりしておりますから、それ以外を總括的に派遣と言つたのではなからうかという推測を申し上げたわけでございます。もしそういうふうな派遣といふことばを使うならば、自衛官が外務省に出向して外国に勤務するとか、あるいは自衛官が海外に見学のため出張するとか、そういうことは海外派兵に当たらないということばは明瞭であらう、こういうふうな御説明いたしたわけでございます。

○大出委員 大臣の言われる派遣の中に監視などという任務もあわせて、新聞などによりますと、話しておられるのですけれども、そこらあたりは、どういふ見解を派遣とからんでお持ちになつておりますか。

○椎名国務大臣 派遣の意味は、いま条約局長が言つたのでよからうと思ひます。派兵の問題にあつては、派兵でない場合の海外に出かけること、こういう場合には派遣で、じゃ派兵とは何ぞやといふことばであります。

いうことばであります。私の承知するところは、武力行使、武力行使の目的をもつて海外に出動する場合、それが派兵である。武力行使を目的としない海外に出かける、こういう場合がいわゆる派遣であつて、監視団なんかは武力行使は必要としない、ただ一応武官でございませうから、飾りみたいなもので何かつてゐるかもしれないが、もつぱら軍事知識を行使する、こういう目的を持つていくのでございまして、これは派兵ではない、こう考へております。

○大出委員 たしかローデシアですか、経済封鎖みたいな形をとつて、国連監視団などという形のもの、こういうふうなことを一つ例に引いて言われておつたように記憶するのですが、たとえば国連関係各国が、経済的には物を送らない、輸出しない、ところが日本は、通産省を調べてみて、鉄鋼その他をどんどん平気で輸出している。相当方々から文句が出る、こういうふうな状態があの前後にありましたが、そういうことをおさしになつてゐるうちに新聞では承つたわけですね。国連監視団の中に日本からもしかるべく人を入れ

て、それでいま言われるような理解からいいますと、条約局長の言ひからいけば、簡単に言つてしまえば派兵でないものが派遣だということになる。いま大臣の言われるのは、武力行使を目的としない平和目的の場合、こういうことにならんだと思ひますが、そうなる、とにかくどういふ籍にするかは別として、それならば相当な人員になつてもいいんだということになつてきそふなでありますけれども、そこらあたりはどういふふうにお考へになつておりますか。

○藤崎政府委員 私は、先ほど派遣といふことばの意味はどうかとお尋ねでございまして、私が考へるところを申し上げたわけでございますが、これは私がそういうふうに使われているのだらうという考へを申し上げただけで、どこかで定

ばと対照的に派遣といふことばを用いる場合に

は、海外派兵以外の目的で自衛隊が行くことを總稱するような意味で使われているのだらう、そういうような意味で申し上げたので、したがつて、海外派兵に該当するような場合には、これは派遣だからといふことで逃げ口上になるというふうな趣旨で申し上げたわけじゃないのでございませう。

○大出委員 そうしますと、さつき沖縄の例とか十五人行つておる例をあげましたが、これはいづれも派遣ですか。

○藤崎政府委員 先ほど申し上げましたように、何が派遣であるといふとすぐ誤解を生じますので、海外派兵に該当することばはない、そういうふう

に申したほうが、誤解がないかと思ひます。

○大出委員 私言ひ直しますが、憲法との關係で、今日の自衛隊の法に規定されている行動の中

ピストルをふらさげて何千人出ていっても、これは派遣だということにもなりかねない。これはいろいろあります。そうすると、それこそ防衛の限界じゃないけれども、派遣とは一体何なんだということになるわけですよ。国民の疑惑の的にもなる。だから、そこらあたりは、私ははつきりさしていただかねと困る、こう思うのです。ちょっとくどいようですが、もう一度。

○藤崎政府委員 私、防衛庁長官がどういうふうなことをおっしゃったか直接存じませんが、しかし、憲法で禁ぜられておきましても、これも再検討するところではないことは、これははつきりいたしておきます。それでは憲法上禁ぜられておきましても、武力行使の目的をもつて自衛隊を海外に派遣すること、つまり海外派兵、これが禁ぜられておきましても、これはいままでの法制局長官以下の答弁、全部一致しておきましても、それは、国連に協力する場合に、それ以上自衛隊法の制限があるわけではございまして、憲法には触れないけれども自衛隊法には触れるという面がある、そのところを研究する必要がある、ということが問題の焦点でございまして、憲法をいじろうとかどうとかいうことは、全然研究の対象にはなっておきましても、先ほども申し上げましたように、派遣だからいいという理由づけのために派遣などということは使えないはずがないのでございまして、それよりは海外派兵に該当するものはいけない、そういうふうに言つたほうがものごとははつきりすると思ひます。

○大出委員 海外派兵の肩がわりと受け取られる派遣はいけない、こういうことになりませんか。

○藤崎政府委員 海外派兵という概念がはつきりしておれば、それに該当しないものもまたはつきりしてくるわけではございまして、海外派兵というのは、要するに武力の行使の目的をもって武装した部隊を海外に出すことである、こういうことではあります。

○大出委員 そうすると、武力の行使を目的とし

ないで海外に行く自衛隊の方々の場合は、派遣だ、一応そういうことになりませんか。

○藤崎政府委員 それを派遣だというふうにとこかできまっておるわけではございせんが、そうおっしゃるならそれでもけつこうでございせんけれども、それは海外派兵には該当しないということではございせん。

○大出委員 そこをはつきり願ひたいのですが、あまり長くなつてもあれですからいいかげんにしませうけれども、海外派遣というの、私がいまこの席で言つたのではないのです。先ほどの大臣の御答弁の中に派遣ということばが出てきたから、皆さんが派遣ということばをお使いになる限りは、用語というの、これは大切ですからね。日韓条約のときにも、用語説だちようちんだということとでたくさんもめたでしょう。だから聞いておるのですが、皆さんが派遣とおっしゃられるならば、事務大臣がおっしゃるならば、それ相當の御解釈があつて派遣ということばを使われるのだからと思ふ。だから、その派遣ということばの持つておる内容、意味、実体というものを、つまびらかにしていただきたい。これが私の言ひ分なんです。それだけなんです。ところが、大臣の言ひ分は、武力行使を目的とするものは派兵だろう、これは憲法に触れる。しかし、そうでない平和の目的その他という意味になる場合は、派遣ということとどううというわけですね。となると、この平和の目的を持つてゐる派遣とは一体何だと、こうまたなるわけですね。そこにまた、国連協力局のいうところの監視団云々なんという問題とのからみ合いが出てくる。だから、そこらのところをもう少しつまびらかにしていただけないか。例として、さつき二つ出た、十五人ばかり行つてゐる方もあるし、沖繩に行つてゐる人たちもある。それも最初は百人くらいでしょうが、これが七百人、八百人、そして千人にもなると、それでも派遣かということになつてくる。そういうことになると、派遣というものを明らかにしておかないと、この問題は、将来そのことばの使い方が、実は実

体等からいろいろな問題が起つてきやうな気がする、ので、条約局長、そこらがもうちょっとはつきりわかるやうなぐあいになりませんか。

○藤崎政府委員 派遣だからいんだというふうにおっしゃいますと、実体は派兵なのに派遣という名前をつけられそれがいいことになるのかというふうな意味合いのことを言われるやうな気がするもので、結局そのいかどかは実体によるわけではございまして、実体は、武力行使の目的をもって武装した軍隊を海外に出す場合が派兵、これ以外に海外派兵には該当しない。したがつて、憲法の禁ずるところではない。それ以外の場合を派遣といふことばで使ふならばそれもいじやうけれども、それは定義がどこまできまつてゐるわけでは

ない。そういうふうにして申上げてゐるわけでありませう。

○大出委員 そうすると、国連の監視団なんかで何十名かよこしてくれ、あるいは何百名かよこしてくれというやうな場合は、どういうことになりませうか。

○藤崎政府委員 武力の行使の目的でない限りは、憲法には触れないと思ひます。

○大出委員 そうすると、経済封鎖みたいな目的で、かつて外務大臣が言われておつたのだが、国連の監視団云々なんというやうなことで出かける。これはいまの条約局長の御解釈でいけば、憲法には触れない、こういうことになりませうね。

○藤崎政府委員 それは武力をもって封鎖するといふことではございませうから、武力の行使に該当すると思ひます。

○大出委員 そうすると、それはできないといふわけですね。どつちなんですか、その点は。

○藤崎政府委員 憲法論といたしましては、そういう武力の行使の目的をもって海外に自衛隊を派遣することはいけない、こういうことではございませう。

○大出委員 先ほどから申し上げてゐるやうに、具体的例を申し上げれば、国連関係各国が経済封

交みたいな形をとつて、ローデシアならローデシアに対して監視団を派遣する。物資の輸入、輸出その他についてこれを押えるという場合、日本の場合なんかでも、通産省のはらは鉄鋼その他どんな輸出してゐるのを認めてしまつてゐますね。そういう中で、外務大臣は、監視団の中に入れて、入れないという問題が出てきて、まさにそれはいいのだと言わんばかりの話だ。そうすると、通産省のはらは、今度は逆に、これは記者クラブ筋にいろいろ当たつてみると、そんなまねをされたらとんでもない話だといふ。これは通産省のなわ張りです。やつてきたわけですが、外務省関係あるいは自衛隊の海外派遣なんといふことで、そつちのほうからやられたらというやうなことで、だいたい文句があるなんという内部事情が、当時私、調べてみた耳に入つてくる。これはさういふ具体性のある話として進んでゐたもの、私はさういふ理解ができるわけなんです。そこで、事実あつた具体的な事実、大臣が口にされた事実をつかまえて聞いている。条約局長、先ほどの御解釈でいくなれば、どつちに入るのか、認められるのか、認められないのかといふ点を聞きたい。

○星政府委員 先ほど来経済封鎖のために自衛隊を派遣するといふやうなことをおっしゃつておきましても、南アフリカの問題にしても、ポルトガルの問題にしても、あるいは南ローデシアの問題にしても、たとえば武器弾薬はさういふ国には出さない、こういう安全保障理事会の勧告というものがあつてゐる。これは、海外派遣をしてさういふことを監視するといふことは、それと全然別でございませう。国連の決議は、輸出をしな

い、あるいは輸入をしないといふことを勧告してゐる、そのことだけでございませう。ですから、人の問題は伴つてゐないわけですね。

○大出委員 しかし、外務大臣はものを言つてゐるわけですね。ここに新聞記事がありますから、私は聞いてゐる。

○推名国務大臣 何ですか。

○大出委員 大臣は「他国の国際紛争について高

い見地から平和を維持する措置が国連でとられる時これに協力するのは憲法に抵触しないと考へる。法制局で検討してもらっている。こう言っているわけです。これは読売新聞の二月二十五日号です。この中で、「紛争の再発防止のため現地へ派遣する監視機関に、自衛隊員を参加、派遣させるのは憲法に違反するものではないか」と思う。憲法においては、国際紛争の当事国として武力行使をすること禁じているが、他国の国際紛争につい

て」——他国の国際紛争」です。他国の国際紛争について高い見地から平和を維持する措置が国連でとられる時これに協力するのは憲法に抵触しないと考ええる。法制局で検討してもらっている。「こういうことです。これは議事録を読んでもさうです。さうお述べになっているわけです。この問題について、具体的にこれをお取り消しになっていない。だとすると、法制局の検討らしきものもきのうあたり高辻さんが言っておられるけれども、このあたりについて、いまの派遣問題とからんで、どう——大臣の言う趣旨ならば憲法に抵触しないということになる。そこで、先ほどの条約局長の答弁は、それが経済的な封鎖を意味する監視団ということになれば、監視機関ということになれば……。だとすれば、そのところは違っていれば違っているでもいいですよ。いずれかにはつきりしていただきたから、大臣がこういうことを言っているから、私は回り道をしているけれども、ここまでもつてこようと思つて質問しているのですから、そのところをはつきりひとつ、違つていれば違っているで答えてください。はつきりしておきたいのです。

○推名國務大臣 法制局の見解では、全く理想的な国際社会ができて、そうしてその国際社会というものの秩序——これはいつそういう世界が実現するかわからないけれども、そういう国際社会の秩序というのを維持する上において、かりにこれを破壊する行為があるとかあるいはこれを攪乱するというような行為がある、そういう場合に、国際社会のいわゆる警察的な機能を持つ強制措置を

必要とする、そういうような場合に加盟国が派遣をする、いわゆる国際紛争を武力をもつて解決するということではないようなそういう場合には、おそらく日本の憲法も許さざるを得ないのではないかと、そういうことを、法制局長官からしばしば言われております。しかし、そういう現実はいまない、こういうことであります。いつ言つたかいます。覚えておりませんが、そのことを私が口裏をきいて言つたのではないかと思います。

それから武力行使というものを全然考えない、さつき申し上げたように、軍事知識あるいは軍事的な経験というものをもつばら使う意味において、国境をお互いに侵さないという約束を監視する意味のいわゆる監視団というものが国連から派遣される場合に、その構成員として何がしかの人員を提供するということは、これはいまの自衛隊法を改正しなければならぬようであるけれども、憲法上の問題としてはこれは九条に全然違反しないということが、すでに法制局でもはっきり結論を出しておりますから、われわれはそれを正しいものだと思つて、そういうことを御答弁しております。

それからもう一つ、ローデシアのような場合には、人間でこの輸出入をとめるとかいうことでなしに、やり方としては三つあわけですが、強制力を用いて何もかもここから出さないのでというやり方もあるかもしれない。あるかもしれないけれども、国連が考えているのはそうじゃない。そこへ輸出しない、あるいは輸入しないということをはつきりとやつてほしいということをやつていくわけです。それには行政措置で、ただ官と民とが妥協して話し合いをつけるといふのではなく——それもいいのです。それは行政指導でやるという方法もあるが、それではどうも間に合わない場合がある。それからすばつといかぬ。それで、そういう場合には法律をつくつておいて、この法律を発動するとか、しないとか、というやり方をとっている国もあるのです。これはいま列挙するとはつきりいたしますが、相当の国がそういう国連

協力法といつて総括されるような名前で出している国があります。日本の場合はいまそれがないのです。しかし、行政指導でいまやっている。だから、三木通産大臣が行政指導でほとんど九十点以上のところまでやっているのですから、大体国連もこれで満足しているのではないか。しかし、どうかするとすばつとかいぬ場合があるから、行政指導で一々やるということはどうも完全じゃない、こういうことを言っているのではありませんで、通信をとめるとか、外の運輸関係をとめるとか、あるいは物の出し入れをとめるといふ場合には、強制力を使うということとは考えていない、そういうふうに考えております。

○大出委員　いまの御答弁の中で三つ、簡単にもう一度承っておきたいのですが、一番おしまいから申しますと、他の外国の例からいって、行政指導ということでは完全を期したい面があるので、何らかの国内法の必要が出てくる。したがって、そのところもひとつ考えなければいかぬ、こういう意味のことが一つある。これは三番目です。外国の例というのは一体どういう例かということを、差しつかえなければ例をあげていただきたいのと、それから、そういう法的措置をしなれば完全に行ない得ないとすれば、国連協力の義務という面からいって、やはり問題は起こると思ふ。したがって、そうだとすれば、国内法を何らか考へる、こういうお考へがあるやにいま受け取るのですけれども、その問題、それをひとつ最初に……。

○**椎名國務大臣**　ですから、いま当面しているローデシアの問題等については、そういう法律がなくとも大体はめてもらえるだけの実績はいまあらわしておりますからいいのでありますが、なかなかそう簡単にはいかぬ場合が出てくると思うのであります。そういう場合のことを考えて、そろそろ準備をする必要があるのではないかという程度のことを考えておりますが、ぜひ今国会に法案をなすというよりな段階ではまだない。

それから、いま例をあげるとおっしゃいました

が、国連局長から申し上げます。

○星政府委員 私どもの調査いたしました範圍では、たとえアメリカでございます。国連参加法というものがございまして、経済、通信等の断絶措置をとり得るようになっております。それからフランスも、安全保障理事会の決定を自動的に実施される。安全保障理事会の総会の勧告についても、政府の政治判断に基づき国内法の範圍内で協力する。それからイタリアにも国連憲章実施法というものがございます。それからオランダにも制裁法がございます。それからカナダも、既存の關係法によって、経済、通信等の断絶措置ができることになっております。

○大出委員　そういう国内法を考えるとということも、ある意味では国連協力ということの形を明らかにする、こういう意味になりますな。

そこで、いまのお話は、この国会にどうこうというのではないが、そろそろ準備しなければならぬ段階だろう、こういうようにお考えになる、こういうわけですね。そう理解してよろしゅうございませうね。——じゃ、よろしいそうですから、もう二つだけ前の御答弁について承りたいのですが、高い意味の国際社会の秩序、それが今日の段階ではなかなか完全に守られたいということから、いろいろ問題が起こる。その場合に、二つに分けて申されておりますが、監視機関のような形で、それが攻撃をする云々という意味の武力ではないけれども、監視という限りは、監視的な意味のそういう任務を持っている。その場合に、自衛隊法の改正が必要にはなると思ふけれども、憲法には抵触しないと考へているというのが一つ。それからもう一つは、高辻さんが言われるように、全く平和目的、つまり武力の行使云々でない、こういう場合に、これまた憲法に違反しない、こういう意味の二つお話があったわけですが、さっきの派遣とからみますから、この二つをそういう意味で確認をしておいていいかという問題と、もう一つ、自衛隊法の改正が必要になるのではないかと、このことを言われましたが、そこあたり改正をさ

れる、こういうお気持ちがおありになりますか。

○藤崎政府委員 いまの国際連合がもう少し理想的な形になったならば、そこのほうは国際連合が強制行動をとる場合でも、これに協力すること

が憲法に違反しないだろう、そういう趣旨でござい

ます。その手前の平和的な紛争解決の手続の一環といたしまして、国境監視とかいうような任務の場合には、これは武力の行使を目的とするものではないから、現在の段階でも憲法に触れること

は、そういうふうに分けて考えたほうがはつきりすると思ひます。

○大出委員 憲法に抵触するものではないが、自衛隊法そのものとはどうなんですか。

○藤崎政府委員 自衛隊法とは、あとに述べました監視団に人員を出すことについても疑問である。自衛隊法はそこまで許さないであらうという

のが、現在の政府の解釈でございします。その解釈からいけば自衛隊法の改正が必要になる、こういうことになりなす。

○藤崎政府委員 これは有権的に外務省の者が言えることじゃございせんが、そういうふうなのが政府当局の現在の解釈であると了解いたしてお

ります。

○大出委員 くだいようですが、もちろんいまの問題ではございせんけれども、その辺も検討して

いるとか、あるいは将来に向かって検討するとか、そういうお考えはございしますか。

○椎名国務大臣 外務省として、国連にそこまで踏み切つて協力する必要があるとある、この

認められた場合には、関係省として防衛庁に協議をして、完全なる了解のもとに実行しなければならぬ、こう考えております。

○田口(誠)委員 関連して一つだけ。いまの海外派兵とそれから派遣の関係ですが、いままでの答弁からいいますと、派兵ということになりますと、憲法に禁止されておることだからこれはできないのだ。それ以外のものは派遣することに

なるのだという大まかな答弁です。

そこで私は、実例をあげて答弁をいただきました

と思うのでありますが、いまベトナム、韓国へ——韓国は計画中ですが、自衛隊がいわゆる派遣をされて調査をしておるわけなんです。特にベトナムの調査は戦況の調査が含まれておるの

です。したがって、こういうものは、員数は少なくとも派兵というようにぼくらは受け取れるのです。この辺のところは派兵になるのか、派遣になるのか。派遣はこの辺までやつてもいいのかどうかというところをお聞きしたい。

○高野政府委員 韓国には私聞いておりませんが、ベトナムに出張しておりました、調査というのでございします。しかし、これは先ほど来御議論のあつた派兵とか派遣というものでなく、自衛隊法上、先ほどの駐在武官——防衛官と言つて

おりますが、それとか、それから自衛隊の人でも海外にいろいろ出張してありますから、そういうことと、先ほど来御議論の派兵とか派遣には当たらぬと私も考えております。

○田口(誠)委員 在外公館員という資格なんです、ベトナムに行つておる人、いま出張と言われ

るけれども、出張というものは日時に限度がありま

するし、それから目標というものはおのずから違つておるわけなんです。したがって、戦況を調査する

ということになりなす、単なる出張で戦況の調査ということはできない。

○高野政府委員 駐在武官がおられない場合に、そこに何か問題が起きた場合に、出張をして事情を調べるというところは可能だと思ひます。日時は別に長い場合には出張にならぬといふことはござい

ませんが、国際会議についても、一年くらい続く場合に、出張といふことで事務上ではしておる、

そういうこともあります。

○田口(誠)委員 そうしますと、あなたのほうで派遣と出張といふのはどういふ仕分けをされるのですか。

○高野政府委員 派遣といふことは、これは法律

的な厳密な意味じゃなくて、派遣といふ広い意味

からいけば、兵隊が外へ行くのがこれが派遣、これを派兵といふ御議論をされておるのです。いま議論のあれになつておるのは、国際監視団とか特別の職務を持つて行くという場合に、派遣といふことで一応言ひあらわされます。それ以外に駐在している場合、それから外国を旅行するといふ

場合には、これは広い意味ではもちろん派遣かと思ひますが、いまの議論の中心の派遣ではないと理解していいと思ひます。

○田口(誠)委員 それではベトナムにしばらくいます、あれは出張だといふお話を。これは目的は何ですか。戦況の調査をやつておるじやないですか。

○高野政府委員 あそこでは紛争が起きておりますので、現実の情勢を外務省としても知る必要があるわけ、そのために出張しているといふこととございします。

○田口(誠)委員 紛争が起きておるから、外務省としても調査をして把握しておく必要がある、それはあるかも知れませんが、あるかも知れませんが、自衛官を派遣して戦況を専門家に調査を

させておるというところは、これは自衛隊から派遣をされておるもの、こういうふうに受け取れるわけなんです。これを出張といつても、これは

おそろく意見の対立するところであらうと思ひますが、派遣といふ分類に入るのではないかと、しか

らば派遣は何と何を派遣といふか、出張は何と何を出張といふか、こういうような分類がなければ、わからぬままにはかの名称を使つて自衛隊が

武力行為に通ずるところの戦況の調査等を行なうものは、結局禁止されておることに解釈されて

いくのではないかと、こう思つておるのです。したがって、いま国会で一番議論されて心配をしておる

海外派兵といふことは、これは憲法の禁止するところであるからできないんだ。ただし、出張とか派遣といふことは違憲にはならないのだ、こういうことでございしますから、派遣とか出張とかい

る名目をつけて、そうしていわゆる派兵に通ずる行為を行なつておることは、これは問題にならうと私は思ひます。したがって、こういう点をやはり国民は心配をしておるわけで、この点は明確にしていただかなければならないのではないかと、こ

う思ひます。

○高野政府委員 広い意味で出張も派遣というふうには言えるかと存じますが、目的によりまして、派兵とか派遣とか、それから自衛官の輩も関係してくるかと思ひます。ことばの定義であつて、広い意味では出張も派遣という、そういうふう

に了解することも可能かと思ひます。

○田口(誠)委員 ベトナムの関係は、単に外務省が実態を知る、実態を把握するといふことならば、別に自衛官を派遣して調査をさせる必要はない。外交の専門家を派遣して調査をさせても達成

できるわけなんです。ここに専門家の自衛官を派遣して戦況をつぶさに調査をさせておるというこの事実は、非常にあいまいな態度をとつてい

るのではないかと、こう解釈されるので、いま質問をしておるわけ。きよう明確な答弁にならないければ、これは関連質問ですからこれでやめて、私

の本番のときにゆつくりやりたいと思ひますが、答弁がありますれば、大臣のほうからでも答弁をしていただきたいと思います。

○椎名国務大臣 まあ出かけることなんです、結局出張も派遣も。ただ、派遣の場合には、おま

え行つてこい、つかわすのですから、そういう現象をとらえればこれを派遣、それから出かける人

間からいへば出張する。問題はどつちでもいいので、派兵といふことだけは完全にわれわれは把握

して、武力行使の目的をもって、武装した自衛官が隊伍を整えて海外に出動するといふことが派兵であつて、これは問題なんです。それ以外に派遣

といつてもいいし、場合によつては出張もあるだらうし、出かけてこい、こういう場合もあるだらうし、何も派遣なんといふことばを用ひる必要はないのです。とにかくそれ以外に海外に出かけることは差しつかえない、こういうふうにわれわれ

は考へております。

○田口(誠)委員 これではやめますが、大臣の答弁からいいますと、海外に出かけることが派遣といえは出張ともいう、こういうことであるわけですが、したがって、派兵といふことは、これは簡単に言へば戦争に行くんだ。そうすれば、銃を持ち、砲を持ち、武装をして行く場合にのみ派兵といふのであつて、その他軍の戦略戦術によつて派遣をするといふことは派兵にはならないのだ、こういう解釈ですから、これは大きな疑問を残しておきますので、私の本番のときにゆつくりやらしていただきます。関連質問ですから、私はこれでやめます。

○山内委員 防衛庁設置法のとくに防衛庁長官にお尋ねするのが筋だと思ひますけれども、だいたひ話が深く入りましたから、この際一点だけこゝで明らかにしておいていただきたい。

それは、自衛隊法六十条との関連で非常に疑問があるわけですが。それは自衛隊員を外務省の職員に身分をかえて海外に出張する場合、いわゆる派遣ですか、やる場合、その自衛隊の職員の身分といひますか、資格といひますか、これは外務省との兼職になるかどうか、その点を一点明らかにしたい。

○高野政府委員 自衛隊の方が単に海外旅行、出張される場合には、兼職にはなっておりません。ただし、在外公館に駐在する場合には、外務事務官と兼職になっております。

○山内委員 先ほど十五名の人が一応外務省の機関を通じて海外に行つておるといふお話です。そこで、いまの答弁は少しあいまいになるのですが、自衛隊法の六十条の二項によりますと、他の国家機関との兼職を禁止しておるわけですが、この場合に、自衛隊員が外務省の職員と一緒にいるのがはたして自衛隊法に違反しないのかどうか、この点を明らかにしたい。

○安田説明員 六十条二項になるのはいまの規定がございしますが、自衛隊法施行規則のほうに、他の国家機関の職を兼ねることを認める規定がござ

います。その規定の運用によりまして二つの身分を兼ねておるわけがございします。

○山内委員 それが一からぬといふのです。自衛隊法施行規則のたしか六十条です。自衛隊法がなほ他の国家機関との兼職を禁止しておるが、これはおもに出たところは、何々審議会とか協議会とか、そういうものに入り込んでいつて自衛隊員が給料をもらつたり何なりしてはいかぬといふ一つの秩序保持の規定だと思ひます。それをあなた方のほうでは拡張解釈をして、そして外務省に身分がえをして海外へどんどん派遣をしていく、この規定をはつきりしておきませんと、こういうところにも関連協力の名において外国に兵隊を出させるような拡張解釈をされる心配があるわけですが。もう少し明らかにしてもらいたい。

○安田説明員 ただいま規定にございしますとおり、私もこれを適正に適用していただきたい措置が行なわれてゐると信じております。

○山内委員 これは適正に行なわれてゐるんじゃないのです。それならば、防衛庁がみづから必要があつたら、自分の名前でもつて出向させ、派遣し、あるいは出張させたいじゃないですか。

○安田説明員 ただいまの在外公館の職員の身分は、外務省の職員でございしますので、防衛庁から直接在外公館に差し出すことはできないと思ひます。

○山内委員 ですから、そういう解釈をされますと、この六十条の二項に反する。他の機関の職員という身分がえをして行くのでしう。これは抵触するじゃないですか。これはむしろ防衛庁長官の見解を聞くべきであつて、外務省としても、これは利用された方がいいがあるので、この点だけではちよつとお気の毒な立場だと思ひますので、また防衛庁のほうから御意見を聞く必要があれば、あなたの方にも来ていただいて、この点を明らかにしたいと思ひます。きょうはこれで終わります。

○村山(喜)委員 関連。昨日参議院の予算委員会において、佐藤総理が、沖縄が攻撃をされた場合には、同胞のために防衛をするのだ、この見解を

表明をされたわけですが。これにつきましては、安保条約の締結の際に於いての論議を通じて、岸総理が明確に否定をいたしておられます。その後の協定文等におきまして、あるいは昨年の予算委員会の石橋賢周の中においても、そういうような誤解を与へるような発言を佐藤総理がいたしましたので、それを追及をしたところ、取り消した事実があります。ところが、今回の、この新聞によりまして速記の内容を見てまいりますと、きわめて重要な問題が、前向きな形でという意味も含めて表明をされてゐるやうにわれわれは見受けるのであります。これにつきまして高辻法制局長官をはじめ、下田次官並びに条約局長、それに北米局長が、官房長官室でこの問題についての外務省としての統一見解というものをまとめたといふやうに聞いてゐるのであります。これに對しまして外務省はどのような見解を出したのか、われわれ社会党としてはきわめて重要な問題としてこの点を見ておられますので、外務大臣をはじめ、それぞれの外務省の責任者の人たちがこの席に見えておられますから、この際明らかにしておきたい点でございします。まず大臣から答弁をお願いします。

○樺名国務大臣 ずつと各委員会を回つておりました、まだその結論が出たのか出ないのか聞いておられません。

○藤崎政府委員 私も御相談にあずかつたことは事実でございしますが、私が承知してゐる段階までは、何も統一見解というやうなものには作成されなうには承知いたしておけません。

○村山(喜)委員 外務大臣、私は関連質問でありまして、きょうはこの程度にしておきますが、いつ外務省としての見解をまとめられますか。

○樺名国務大臣 統一見解云々といふやうな必要も別にないと思ひますが、どういふことでございしますか、その必要もまだ別になんと思ひます。

○村山(喜)委員 外務省としては、佐藤総理のことは、そのまゝにして置いて差しつかえない、従来とつてきた外務省の態度といふものと変わらなうのだ、佐藤総理の発言はそういうふうを受け

取るのだといふことですか、統一見解をまとめるかいなかに於いてはわからぬといふことは。

○樺名国務大臣 どうも仮定に基づいた質問であつたので、必ずしも答弁の趣旨がはつきりいたしません。質問者にわかつていなかったやうでございしますけれども、最後に、とにかく抑止力があるので、そういういきなり攻撃を受けるなんていうことはほとんど予想されない、こういうことであつたやうでございまして、われわれは、これは正しい見解である、こう考へております。

○村山(喜)委員 何が正しい見解なんですか。佐藤総理の見解が正しい見解として外務省もそのとおりだといふことで受けとめられて間違いないですか。

○樺名国務大臣 沖縄が攻撃されたといふ場合にどういふ措置をとるかといふことは、合意議事録である段階までははつきりしてゐるのです。防衛は米軍がやる、施政権を持つてゐるのですから。それで日本としては、やはり潜在主権があるといふやうな立場もあり、民生の福祉といふものを中心にして必要な措置をとる、こういうことが一応はつきりしてゐます。おられますけれども、實際問題として一体日本が何も手伝はないでいいのか、見殺しにしていいのかといふお話があつたやうでございまして、そういうことは現実問題として予想できないといふ見解を述べられたわけがございします。これは正しい答弁だと私は思ひます。

○村山(喜)委員 現実にはわからないといふこと、しかし、そのまゝ済ましてしまふわけにはいかぬわけですが、いままで外務大臣が述べられたことは、前の外務大臣でありました藤山さんが言われた内容のことです。とするならば、佐藤総理の発言の内容からいたしますと、従来の解釈よりもさらに一歩前に、勇み足といひますか、はみ出ていることは事実ですが、その問題については、参議院の予算委員会が出た問題でありますから、向こうのほうでさらに詰めることになるだらうと思ひます。

私は、この際委員長に資料の要望をいたしてお

きたいと思ひます。というのは、外務省に籍のある自衛官十五名が海外の大使館あるいは公使館等に駐在武官という形で現在いるわけでございますが、その内訳はどういうふうになっているのか、その任務は一体どういふような任務を持っているのか、そしてまた、公式のいろいろな会合等には制服をつけて出席をいたしているようであり、それは自衛隊法施行令によります服装を着まして出席しておる。それは身分は一体今日どういふ状態にあるのか。そういうような職務関係の内容の問題とも関連がありますので、今日まで通産省とかあるいは農林省その他から出てきております各省庁出身の外務省出向職員といひますか、そういうような人たちの勤務国別の定員数といふものを、各省別に明らかにした資料を委員会の方に提出を願ひたい。

○大出委員 関連が三委員からございまして、先ほどの私の質問の結末がついておりませんから、とにかくそれだけ始末をつけて相談いたしたいと思ひます。

先ほどの私の質問をした限り、大臣から御答弁があり、条約局長から補足がございました点、私が確認を求めました点、お考えのほどはそれなりによくわかります。ところで、私実はいまの問題の最後に村山さんから関連のありました問題に触れておきたいと思つたわけでありましたが、たまたま問題が出ましたので、そのことを含めて、ひとついまの問題の結論を出しておきたいと思ひます。

平和条約の第三条によりまして、沖縄は米国の施政権下にある、もうこれは厳然たる事実でございます。さらに安保条約の第四条といふところで、日米の軍事行動の開始の協議、第五条はその遂行、こういうふうになっておりまして、さらに合意議事録がある、こういうふうでございますね。合意議事録の面からいいますと、沖縄に武力攻撃があったときには、日米両国で緊密に協議する、日本は島民の福祉のためにとることのできる措置を米國と協議する、こうなっているわけでありまして、このところを外務大臣が昨日参議院の

予算委員会でも、沖縄問題の総理答弁とからんでお答えになつておるのだと思ひわけでありまして。ただ、しかし問題は、先ほどのお話にもありましたように、前回答弁が行き過ぎまして取り消した経緯があるわけでありまして、そのことが沖縄島民に与へた影響等、いろいろ当時取り消した答弁に對する逆批判等もあつた経過がございまして。したがって、沖縄に行つてこれら総理の立場その他がありますから、そういうことを背景に、気持ちの上でおそらくあつたやうに言われたんだと私は思ひわけでありまして。ありますが、しかし、あの御答弁といふのは、私、調べてみました、外務大臣が答弁をされた平和条約第三条に基づく施政権、これが一つ前提になり、合意議事録といふところの島民の福祉のためにとるべき協議といふ限度を持つての話と食い違つてゐることだけは、間違いない事実なんでありまして。その食い違ひについて、先ほど外務大臣は想定された問題についての答弁だから、ああいうふうになつたんだけれども、別にこれは食い違ひがないんだと言わなければ、別にお話なんでありまして、いま私が申し上げたやうに、明確な食い違ひである、こういうふう

に思ひますから、それは将来の想定に基づく質疑でありまして、ああいう答弁が世の中に明らかにされた以上は、いまの合意議事録等との関係におけるはつきりした態度をお示しいただいておかないと困ると思ひますので、統一見解云々といふことは別に、外務大臣のお考え、所見のほどを、その点に關していただきたい。

○推名国務大臣 とにかく一応の合意議事録によつて沖縄住民の福祉のためとるべき措置を協議の上とする、こういうことだけははつきりしております。そう答えたあとで、今度はなおかつ見殺しにするんですかとかなんとかいふことで、結局それ以上は想定だと思ひます。だから、想定ということになると、いろいろこれはもう千種万端であると思ひます。これはその想定に基づいていつたら時間もないし、だからどういふことを想定するのか、政府としても簡単に答弁のしようが

なかつた。結局概括的に抑止力によつて十分にそういう事態がないようになつてゐるんだから、そういうことは想定できない、そういう想定に對しては答へられぬという趣旨において最後に締めくくりをしたんですから、答弁として私は間違ひはないし、見解も間違ひない、こう考へております。

○大出委員 いまの問題は、最後ですからもう一度聞いとおきますが、こういう経過なんです。いま私が例にあげた平和条約第三条の施政権の問題、それから合意議事録、沖縄に對する日本の義務の問題、こう二つあつて、外務大臣は沖縄に對する日本の義務の限度で、島民の福祉の限度において協議するといふ答弁をされた。そのあとで沖縄が直接攻撃をされた場合に、それは日本に對する攻撃とは考えないかといふところから、質問が出たわけなんです。それに対して安保条約第三条に基づく施政権との関連がある。これが一つ出てまいりました。しかし、アメリカの側との話し合いで一致点が出れば、日本に對する攻撃、これと同等に考えるのがあたりまえだ。なぜならば、沖縄島民は日本の国民なんだから、こういうことで、積極的に沖縄を防衛をする、こういうふうにおつしやられたのであります。そうなりますと、総理がそう言つてしまつたそのあとで締めくくりに外務大臣が言われたことは、それはいま沖縄は米軍の核戦力を含めた中心基地なんだから、これを攻撃するといふことはアメリカを攻撃することになる。そうなれば、アメリカには核抑止力なる強大なものがある。したがつて、そういうことは万々起こり得ないといふこと、さらに日本の自衛力といふものは、アメリカに比べて格段に低いんだから、したがつて、沖縄が米軍の基地になつてゐる限りは、そこを攻撃するといふことで日本の自衛隊が守る云々といふことを考へるといふ、そういうところまで現実の問題としては考へられな

い、こういう意味のことを言つたわけですね、したがつて、私は、やっぱり前段の沖縄島民は日本の国民なんだから、したがつて日本に對する直接攻撃と考へる、同等だと考へて自衛権の発動をするんだといふ、このところは外務大臣のほうで明らかにしておいていただかないと困る。合意議事録なるものが存在するのですから、したがつて、それはどうも行き過ぎなら行き過ぎだ、勇み足なら勇み足、こういうことにはしていただかないければつきりしないと思ひます。そのところはどうか。

○安川政府委員 これは条約論と申しますか、法律論でございませうけれども、自衛隊が自動的と申しますか、行動をとらなければならぬ場合は、安保条約は第五条でございまして。第五条で、日本の施政区域にある武力行使が起つた場合、この場合には当然自衛隊は行動するわけでありまして。しかし、沖縄は第五条の意味における日本の施政権、施政のものにある領域に入らないわけでありまして、かりに沖縄に武力攻撃が起つても、第五条によつて自衛隊が行動するといふことはあり得ないわけなんです。

○大出委員 だから、そうなれば答弁のほうで勇み足になる。だから、そのところははつきりしておいてくれと私は申し上げた。冒頭に私が申し上げたのは、それだからこそ平和条約の第三条の施政権、それから安保条約の第四条に基づく日米共同の軍事行動の遂行、こういうふうには私に例をあげた。そこで、さて合意議事録がある。してみると、第五条にいうところの軍事行動の遂行には該当しないだろう。ならば合意議事録だ。だから、外務大臣は合意議事録の範囲でものを言つておるのに、総理が、私がさつきこで申し上げたやうに御答弁をされたのだから、いまの条約の解釈からいつても、合意議事録からいつても、総理がお答えになつたことは、仮定の問題であつたといふことを含めて、勇み足だつたといふことにしていただかなければ、筋が通らぬでしよう。そのところを外務大臣から御答弁いただきたいと思ひ上上げておるわけなんです。条約上の解釈からして、

合意議事録からして、どうしたってそうなるじゃないですか。ここにありますが。問答はここに全部書いてあります。

○推名国務大臣 総理大臣は「一々条文のことをなにして、そういうちっぽけなことを——そういうことをこの上で区別して言うはずはないし、だから、沖縄がもし攻撃を受けた場合には一緒に防衛する」と言っているわけじゃないんで、その場合に日本人らしくにかかふまい、こういうことを言っておるのですから、ぼくはそれでいいじゃないかと思いますがね。

○大出委員 外務大臣は、防衛庁長官の松野さんと言っておたけれども、外務大臣の御性格だからと、こういうのですね、本会議でいなくなつたりされるのだから……。私は気持ちにはわかる。しかし、これは気持ちでは済まぬ。ですから申し上げておるのです。つまり例の四十年度フライングドラゴンという、飛竜計画などというものをめぐって、社会党の小林進委員と時の松野防衛庁長官とがいろいろやりとりしたいきさつなどもありますが、三矢からフライングドラゴン、つまり飛竜、こういうふうに進んできた過程で、私もが入手し、調べている限りでは、先ほど申し上げました安保条約の第四、第五、合意議事録、こういうものが引き合いに出されて、施政権の問題とからむけれども、まさに総理が言うように、アメリカとの話がつけば、三十八度線が何かが起こる、つまり米軍はそちらのほうに主力を向けてしまふ、沖縄は、じゃあどう守るといふときに、日本の自衛隊は沖縄に出かけていくということになっているわけですよ。だから、そうだとすると、われわれの側からすれば、外務大臣が言うように簡単な問題では決してなくて、つい最近におけるエノミストその他にまで人が書いているのがありますけれども、この例のフライングドラゴンなるもの、これらの問題がまた再燃してきそうになってきているやさきに、そのときに総理大臣が沖縄に対する防衛義務らしきものを口の端に乗せるということがあれば、これは小さな問題で

は済まなくなる。あれだけ松野防衛庁長官が、事実に基づく小林委員の質問に対して、知らないというところで、フライングドラゴンという計画は、非常に処するために日本の自衛隊の幕僚幹部の皆さんと米軍との間で意思の疎通をはかったのだ、その点は小泉防衛庁長官が答えたように認める。そのことをメモにしてある、そのメモのニッケネームがフライングドラゴンだ、こういうふうにお答えになっておるのですけれども、まさにそのフライングドラゴンはそこまで想定になって立っているのだから、そうだとすると、どこから考えてみても、やはり安保条約の第四、第五、合意議事録、こういうものからいふ。だから私は簡単な問題ではないので、気持ちにはわかるけれども、その答弁については、一國の総理なのですから、慎重を期した御答弁をいただかなければならぬので——言つてしまつたことをいまからとやかくどう言つてもしょうがないから、勇み足なら勇み足で、つい言つちやつたならつい言つちやつたというので取り消しをいただきたい、こういうことを申し上げておるわけですよ。簡単なことなら、取り消しだつて簡単なことでしょう。

○推名国務大臣 この問題については、委員長において速記録を検討するということになっておりますから、その検討の結果を待ちたいと思ひます。

○大出委員 そうしますと、外務大臣がいま述べられた見解、条約局長が述べられた見解を、ここで確認しておきたいのです。平和条約第三条に關連する施政権の問題があり、安保条約第四条に共同軍事行動の協定があり、第五条にその遂行という条項があるわけですが、この第五条の中には、沖縄に自衛隊を出すというところは含まれていない、先ほどさういふように明確に答弁されたのです。となると、残る問題は合意議事録で、外務大臣も答弁されているように、島民の福祉のためにこのことのできる措置を米國と協議すると明確にこれは規定されておる。となると、第五条の行動半径に入らぬとするならば、しかも合意議事録にない

とすれば、とりきめはない。そうすると、明らかに日本に対する攻撃と受け取つて自衛隊を沖縄に出動させる、こういうことは法律条文、条約条文的にはあり得ない、こういう前提、これはよろしうございませう。

○藤崎政府委員 条約論ということになりますと、あるいは法律論となりますと、ちよつとまた問題があるかと思うので、やはり国際法上日本の自衛権が及ぶか及ばないかという問題にさかのぼらなくちゃいけないわけですが、これは私どもは、従来政府の見解は、そこまで及ぶものであるということに了解いたしております。

○大出委員 ですから、先ほどあなたはお答えになつたわけですよ。そう申されたでしょう。議事録にちゃんとある。もう一べん言つてください。平和条約の第三条、安保条約の第四、第五、第五、第五に入らない。あなたはさういふように明確にされた。合意議事録については、先ほど外務大臣のほうから、福祉についてとることのできる措置を協議する、こういうふうに進んで明確に答弁があつた。その点明確にしてください。

○安川政府委員 私が申し上げましたのは、沖縄が武力攻撃を受けた場合に、安保条約の第五に基つて自衛隊が行動することはあり得ないというのを申し上げたわけでありまして、ただいま条約局長が申し上げましたように、第五を離れまして、一般の国際法上の自衛権に基づいて自衛隊が沖縄におもむくか、おもむかないかということと第五とは、全然別の問題であると考えます。

○大出委員 そうなると、もう一つ聞かなければならぬませんが、国際法上の別の問題とは何ですか。

○藤崎政府委員 一般国際法上できることが、日本国内法上できない、あるいは条約でそこまで規定を上げていないということはよくあるわけでありまして、この日米安保条約におきましては、いわゆる条約区域というものを日本国の施政のもとにある地域だけに限つてありますので、沖縄こ

に対する武力攻撃の場合には、安保条約は発動しないということになるわけでございます。

それから、日本国憲法は、一般国際法上、日本は個別的集团的自衛権をはかると同じように持っているわけですが、憲法上のいろいろな自己制限がある。その自己制限があるけれども、沖縄については、日本は、日本の自衛権がやはり及ぶのだという、こういうのが、私は従来の政府の見解だと思つております。

○大出委員 沖縄について自衛権が及ぶということ、言いかえれば、先ほど推名外務大臣がおつちやつたことのほうがおかしくなる。だとするならば、沖縄も自衛権が及ぶという御解釈ならば、総理の答弁されたこととささかともその点の解釈に食い違ひがないわけですよ。そのところはどうか。

○藤崎政府委員 自衛権が及ぶということ、必ずそれを防衛するということではないのでありまして、武力攻撃を受けた場合に、それに対処するために日本が軍事行動をとつても、それは国際法上違反にならない。自衛の行動として、国際法上の違法性が阻却されると申しますか、合法的に防衛行動ができるというだけのことであります。

○大出委員 だから、違法性が阻却されるという限りは、必ず防衛するということではないと言われるけれども、防衛することもあるということになる、さういふ解釈ですか。

○藤崎政府委員 防衛することが国際法違反にならないということでございます。

○大出委員 ならないといふことは、必ず防衛するともしないとも言えない。ならないことはならない。だから、自衛権が及ぶといふことでしょ。だから、さうだとすれば、防衛するといふこともあり得るわけでしょう、当然。

○藤崎政府委員 防衛することがあり得るといふふうに言いますという、すぐ政策問題に私が口を出すような感じが出てきますけれども、防衛しても国際法違反にならない、そこでとめておきたいと思ひます。

○大出委員 外務大臣、いまのきわめて限度を明らかにした答弁の上に立つて外務大臣が考へて、総理の答弁とからむから聞いているので、先ほどの言いつぶりに聞いているので、段階で、こう締めくくったのだからそれでいいじゃないか、こういう言い方なんですけれども、いまの解釈からすると、その解釈の上に乗って佐藤総理が答弁をされたのだとすると、総理の言ったことは、何も解釈上誤りがない、あるということにはならない、逆に総理の言ったことを外務省としては認める、こういう立場になるはずなんです。そこをどうですか。

○推名国務大臣 さつきも申し上げたように、一々総理は条文のはじつを頭に置いて答弁すべきものでもないと思う。やはり沖繩は日本の潜在主権下にある。ただ、日米安保条約の上において、お互いがそこに混乱を来たすおそれがあるので、日本の領土と言わないで、日本の施政下にある地域に対して攻撃が加えられた場合には、この用心深い用語を用いたのは、そこあたりどうも混乱するおそれがあるというので、条約当局はそういうふうなことをきわめて神経質に使ったものだとは私は思うのです。でありますから、法律上のことを根拠において総理は言ったのじゃなくて、気持ちで言ったにすぎない私は思うのです。これはやっぱり見解じゃないかと私は思います。

○大出委員 ここでやりとりしていると時間がたちますから、念を押しておきますが、議事録を調べることにしている、こういうお話ですが、調べた結果、あなたの方の態度というものを明らかにされますか。されませんか。

○推名国務大臣 委員長において善処するということを言っておられますから、委員長はどういうことをやりますか知りませんが、何か相談があれば……。

○大出委員 そうすると、この時点では、佐藤総理の答弁というのは正しいのだ、こういうことで外務大臣以下外務当局はお考えだ、こういうことではないですか。

○推名国務大臣 速記録を検討して云々ということと委員長が言っておりますから、一応は委員長のやり方におまかせいたしたいと思ひます。

○大出委員 それでは、あとのほうは保留をさせていただきます。

○木村委員長 総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 青少年行政の改革に関する意見書の臨時行政調査会の分に関する問題につきましては、行管が参りましてから取り上げてまいりたいと思ひます。

先般安井長官にも私の質問の内容について触れておきましたので、準備をさせていただいておるだろうと思ひますが、ILO第八十七号条約の批准に関連をいたしまして、当時の国会においていろいろと国家公務員の基本的な人権の問題につきましては議論をされておる。この内容を検討してまいりますと、これは国家公務員でありまして、やはり国民の一員であることには変わりはないわけですから、そういう立場から従来の人事院規則十四の七の適用の由来を考へてまいりますと、御承知のように、政令二百一十号が制定をされまして、公務員の政治活動の自由権を完全にアメリカの占領軍の命令によって奪い取られて、それをそのまま受けつくり受けて人事院規則が制定された歴史があるわけでありまして、しかも国家公務員法の中に法律事項として、この違反事項に對しては、単なる行政処分の対象のみならず、いわゆる刑事罰として三年以下の懲役、十萬円以下の罰金ということが処分方法が明示されておる。ところが、この問題につきまして、大橋労働大臣がILO第八十七号条約の審議の際において、将来はILO第百五号条約との関連においても、この問

題については検討をしなければならぬ問題があるというところ、はつきり言っておるわけでありまして、しかも当時これを関連法の国家公務員法の附則の中において、法律事項として暫定的に生かしていろいろというふうな経過もございました。そういうような中から、とりあえず現行のことにその取り扱いは人事院規則によつてやるということになったのでございまして、しかし、その場合には、政治的目的と政治的行為というものが一致しなければならぬという従来の人事院の解釈というものがございまして、これはいまでも変わらないと私は思つておるのです。それからさらに、いわゆる政策の決定とは、国会で法律、条約が可決されたとき、こういうふうな運用方針に對する解釈も、今日においてもこれは変わっていないと思ひますのであります。しかしながら、実際どういう取り扱いをされておるのか、その内容が、われわれのところには新聞に伝える程度のものしかございせんので、いわゆる公務員の日韓反対デモの内容を政府見解というものが示されておりますから、この内容をもとにして質問をしていくわけにござい

ますが、政府がこういうふうないわゆる公務員の政治活動に對する見解というものをまとめられたい。そのまとめるのにあたりましては、安井長官が昨年の十一月十九日の閣議で報告をされた内容のものがあつたわけでありまして、この中においていふゆる政治的目的と政治的行為というものが一つにならぬ、たとえば政治的行為だけが存在をしておつた場合に、それも処罰をするのではなからうかと思はれるような内容の意思表示のものがございまして、そういうふうなものが一体どういうふうになつてゐるのかという点でございまして、これについては、最近におきましては永山自治大臣が、去る物価メーデーの場合における問題を指摘をいたしまして、閣議として違反行為の事実について調査をするという態度を決定しておられるやうであります。したがつて、政府の解釈というものと、人事院の解釈というものと、またそれに関連をいたしまして、憲法上の問題が今度出て

くるわけにございまして。というのは、今日のいわゆる特別権力関係のもとにおける国家公務員、しかも一般職の公務員というものが、憲法上の規定するところの基本的な人権をどの程度に享受し得るのか、どの程度において排除されるのかという基本的な問題があると思ひます。そういうふうな点から見ると、現在の人事院規則というものが、法律によつて包括的に人事院規則に定めるところにより云々という形で政治行為の規制がなされておる、その内容そのものがはたして適正であるのかどうかという点も問題になります。しかもこのことについては、ILO第八十七号条約の審議を通じまして、これらの問題について十分に検討をしなければならぬ問題であるということになつてゐるわけでありまして、政府の答弁がそういうふうな態度になつてゐる。その後においてどういうふうな検討されたのか。すでに御承知のように、臨時行政調査会のほうからこのことについては公務員に関する改革意見書の中で指摘されておる。そういうふうな政治行為に對する画一的規制の排除という形で臨時行政調査会のほうからも報告をされてゐる、答申をされてゐる。これは全面的に政府としては尊重をして今後の方向というものをきめていくというところになつてゐるのですから、そういう立場を踏まえて私は質問を申し上げてまいりたいと思ひます。公務員の政治活動の限界に對する政府の見解というものは、これは政府が決定をされてしかるべきものなのか、それに強制力がどういうふうなふに及ぶのか、この点について、その内容を長官のほうから説明を願ひたいのであります。

それと同時に、人事院の職員局長からは、いわゆる一四の七を制定をした目的というものが明らかに合せて、現在、政府がやつてゐる行為というものははたして公務員の利益を守る立場に立つて考へてゐるのか、その見解をお聞かせを願ひたいのであります。

それから公務員の基本的な人権が、私は、職務の遂行と国民一般の人権享受に矛盾する限りにおい

ての制約というものは認めなければならぬと思  
いますし、また、国民の生命安全保障のために制約  
を受けることがあり得ると思ひますが、憲法上表  
現の自由権なりその他の基本的人権に対しては、  
特別権力関係のもとにあるからということで排除  
できるものではないと考えるのでありますが、こ  
れに対する法制局の見解を聞いておきたいと思  
います。

○安井国務大臣 公務員の政治活動を中心とし  
て非常に広範な御質問でございますが、大体私  
のいまの受け取りました点で御答弁申し上げます  
と、公務員が全体の奉仕者としての職務を持つて  
おるといふ憲法の規定からいいますと、政治活動  
には一定のおのづから制限が置かれてゐる。その  
制限は、御指摘の国家公務員法百二条でこれを規  
定されておる。さらにその具体的内容につきま  
しては、人事院規則にまかせてあるといひます  
か、ゆだねてありまして、人事院規則が今日列記  
してゐるとおりであります。しかもそれにはお話  
したとおり政治的目的、政治的行為とが相つな  
がつた場合にこれは問題になるといひますか、そ  
の違反の対象になるということでございます。従  
来とつております政府の解釈、あるいは人事院  
の列記してあります規則違反事項、そういうた  
ものにつきまして、今日といへども政府は何ら変  
わつた見解をとつてゐるわけではございません。  
従来どおりの見解に従つております。また、公務  
員の政治活動の内容等につきましても、現在政治  
活動で認められております政党加入の自由であ  
るか、あるいは選挙権の行使であるとか、そう  
いったような問題について、何ら特別の規制を加  
えようというようなことを考へてゐるわけじゃ  
ございません。

さらに、先般の物価デモに關してのお尋ねが  
ございましたが、これも特に新しい見解を出して、  
それによつてそれぞれの措置をするという考へ方  
じゃございません。ただ、従来いわれております  
この人事院規則に列挙されております事項にある  
いは触れるのではないかと思はれる点があるやに

見受けられるのでありますが、その点については  
それぞれの省庁において十分調査をするというこ  
とがいわれておるわけでございます。それ以上  
のものはございません。なお、昨年の十一月十九  
日に私の名前で出しました「国家公務員のデモ等  
への参加について」という文書につきましても、  
これは従来の人事院の解釈をいたしております範  
囲内でのものを、わかりやすく念のために反省を  
求めるという意味で列記したものでございませ  
ん。それ以上に入つておるものでは何らございませ  
ん。

○大塚政府委員 御質問の点が多々あると存じま  
すが、一応公務員法に基づいて人事院規則を制定  
した趣旨と申しますかそういうこと、それから  
いま総務長官から御答弁がございましたが、最近に  
おいて政府が特に一四の七を非常にきびしく運用  
してゐるのではないか、そういうふうな態度が変  
わつてきてゐるのではないか、こういう二点だ  
と思ひます。

ところで、制定の趣旨は、申し上げるまでも  
なく、国家公務員が全体の奉仕者として政治的  
に中立でなければならぬ、それによつて行政  
の継続性なり安定な維持する、あわせて政  
治的中立であるということはある意味では国家  
公務員の身分の保障にもなる、あるいは保護に  
もなると思はれますが、そういう目的をもつて制  
定された法令であらうと思ひます。実は御承知の  
とおり百二条及びそれに基づく人事院規則に關し  
ましては、學者の間に相当いろいろな御議論があ  
る。しかしながら、現在のところでは最高裁の判  
決も出ておりますので、一応違憲論という問題  
はないのではないかと、われわれは考へておるま  
す。しかし、そうした御議論もあることでありま  
すし、人事院規則の制定のしかたそのものが、政  
治的目的と政治的行為というものを非常に厳密  
に、具体的に定義をいたしまして、その双方の要  
件を二つとも満たしているようなときに違法性が  
生じることになつておりますし、かつ運用  
方針等において、規則の運用に關しては規則の解  
釈その他を詳細に規定してございまして、運用のし

かたも非常に厳格に運用されておるとわれわれは  
考へます。そういう点では、制定当初以来、人事  
院としては一貫した運用方針に基づきまして運用  
しておりますけれども、人事院の立場としては、  
解釈その他をぐらぐらさせたり、あるいは内容を  
広げたり狭めたりというふうなことをやる意図は  
ないのであります。

ところで、最近の日韓条約の反対のときのデモ  
云々の問題でございますが、それらの点に關しま  
しても、人事局当局からの御照会その他ございま  
して、われわれとしては従来の解釈を変えないと  
いう態度でもつて一貫しておるつもりでありま  
す。その後の事態に對しましては、ことさらに御  
照会等のごく最近の事象に關してはございませ  
ん。それらの点で私もいたしましては、別に  
人事局のおとりになつておる方針等が、現在の十  
四の七の運用に關してわれわれの見解が違ふのだ  
というところは全然ないだらうと思つております。

○真田政府委員 お答へ申し上げます。国家公務  
員の政治的活動に對する制限の根拠は何か、特別  
権力関係ということとでそういう結論を出すとい  
ひのかどうかという点からの御質問だらうと存  
じます。先ほど御指摘ございましたように、憲法  
に表現の自由を保障する規定がございます。政治  
活動の制限は、ある意味においてはこの規定と衝  
突いたします。また、法のもとにおける平等との  
関連も出てくるかと思ひます。でありますけれど  
も、憲法に保障しております基本的な人権あるい  
は平等といったものも、絶対に制限してはならな  
いというものでないといふことは御承知のとおり  
であらうと存じます。公共の福祉のために合理的  
な範囲内において制限することは、憲法の禁する  
ところではない。これはもう累次にわたる最高裁  
判所の判例もございまして、別に反対意見はない  
だらうと存じます。問題は、公務員に對する政治  
活動の制限をする合理的な理由をどこに求めるか  
ということでありまして、この合理性の説明の  
しかた、いろいろな考へ方があらうかと存しま  
す。先ほど先生が御指摘になりましたように、特  
別権力関係だからということで説明をしてゐる方  
もいらつしやると存じます。でありますけれど  
も、私たちいたしましては、特別権力関係だか  
ら直ちに政治活動の制限がよいんだということに  
は、少し論理の飛躍があるのではないかと、こ  
うに考へております。しからば、どういふ理由で  
その合理性を求めるのかということになります  
と、それは端的に申しますれば、やはり政治から  
の行政の独立、中立性、これを確保することであ  
らうかと存じます。国家公務員法の百二条の違反  
が問題になりました事件につきましても、最高裁判  
所の合憲説の理由も、さう書いてあつたと記  
憶しております。

○村山(喜)委員 委員長、きょうは時間がもうあ  
と五分ぐらいいかないので、この広範な問題をそ  
の間に消化することはできません。それで、安井  
長官も先ほどからせつかくお見えになつておた  
んだから質問をしてくれといふことで始めたので  
すが、この問題につきましてもは次の機会に私は譲  
りたいと思ひます。

それで、十一月十九日に出たが御出しにな  
りました、見解の内容についての詳細な通達を出  
されただらうと思ひますが、その内容を  
とつた新聞によるだけでなくて、その内容を  
とつたわれわれのほうにも配付を願ひたいと思ひ  
ますので、次の委員会のときまでに申上げていた  
より、その点についてはお願いを申し上げてお  
きたい。

そこで、私、きょうは井原行管局長が見えるま  
でとつておきました例の設置法に關連する問題  
一つだけ取り上げておきたいと思ひますので、そ  
の点だけ指摘を申し上げたいと思ひます。とい  
うのは、青少年行政の改革に關する意見書の中  
で、勸告として「青少年行政を担当する調整官と必要  
かつ適當な事務機構を設置する必要がある。」とい  
うことが書いてありますが、調整官といふのは、こ  
れはいわゆる局とか課とかといふような分  
配機能の形における行政機構ではなくて、いわ  
ゆる二つのヒエラルキー的な構成が不必要である。

いわゆる専門官という調整官がスタッフ的な機能として存在をすればそれで足りるのだ、こういうような思想だと私は行政組織の上の理論形態としては考えるわけでありませう。そういうような立場から、この臨調の答申というものを極力尊重していくということをやっているわけなんです、そのような意味において、むしろこの調整官というものがあつて、その下に必要な事務機構というものを設置すれば足りるのではないか、青少年局というふうなものはつくる必要はないんじゃないかというものが、この臨時行政調査会の勧告の内容であつたといふのであります。こういうふうな勧告を受けておきながらお局を新設をしなければならぬというものが、どうもつきりいたしません。そこで、この勧告に対してどういう方向であつた方がこの青少年局というものをつくるうとしたのか、その点一点だけ、それぞれの立場から説明を願ひます。

○安井国務大臣 青少年問題に対して臨調の勧告は、いまお話しのとおり、調整官を設ける、それに必要な機構を整備しろ、こういうことでございませう。同時にしかし、それは総務庁といったようないまの内閣関係機構を全部統合したような大改革を前提のもとにいわれておる勧告でございまして、これはいまの場合、直ちに全面的採用というわけにまいっておられないわけでありませう。そこで、臨調で申しておられる精神の一つは、青少年問題は非常に複雑多岐にわたるから、これを調整すべき機能を果たすべきものとして調整官を置く、しかし、それを置くのには総務庁といったような官房、総理府、その他の機構を合併したような大機構を置いて、その中へ置くという前提であつたわけでありませう、その前のほうの分は、今日直ちに実現をするわけにまいりませうので、一番必要な青少年問題に関する調整機能を發揮するための青少年局を総理府の中に置く、こういうふうにいいたしたわけでございます。

○井原政府委員 青少年行政について臨調の答申が、今回の総理府設置法の段階では、むしろ全面的に

的に入れられておるわけではございません。それは、いま総務長官からも御答弁がございましたように、全般的に総合調整に関する機関は局というもののの中にいさめなさいという思想があるわけでございます。いまの段階では、まことに残念ながらそういう全面改正のところまでまいっておりませんので、そういう段階では、総理府も実はいろいろな内局を持っておるわけで、臨調の勧告の趣旨からいいますと、あるいは不徹底のそしりを免れないわけでありませうけれども、現段階としては、改善の策としてやはり局というものを行管としても承認をいたした次第であります。

○村山(喜)委員 総務庁というものができないから局をつくる。総務庁というものができたら調整官で足りるんだ。説明を承つておりますと、こういうふうに聞かせるのでありますが、さうですか。

○安井国務大臣 臨調での御答申の趣意も、青少年問題については調整機構を持つて、こういう御精神には変わりはないと思ひます。ただ、その形を置く場合には、もつと全体の機構を整備して、調整官のような仕事を仕組みにして内閣総務庁に置く、こういうふうなお話しになっておると思ひます。ございませうが、その全体の機構改正というものはいま直ちに実現というわけにまいりませうので、かねてから全体の調整機能を發揮する必要上、青少年局というものを今度置くということにいたしましたわけでございます。

○村山(喜)委員 そのような総務庁という非常に強力な権限を持ち、総合調整の能力を持った官庁をつくるにいたしたとしても、しかしながら、青少年行政というものはその中であつて、いわゆる調整官で総合調整をやればよろしい、こういうような思想だと私は思ふので。だから、前段に言われた全体的な行政改革ができていないから云々というのは、一つの理由にならぬのではないか。なぜかなれば、青少年行政の総合的な調整というのは、いわゆるその行政事務を一次的に、あるいは二次的に配分をするような、そういう系統的なもので

ではなくて、やはり調整を主体にする考え方なんです。それから、専門官的ないわゆるスタッフ的な機能というものがよつてやつていくんだという思想が、この臨調の一貫した思想だと思ひます。ですから、局長がおり、その下に審議官がおり、その下に課長がおり、係長がおりというふうな行政体系というものは、考えていないんじゃないですか。その点どうなんですか。これは行管の考え方というものをやはりはつきりしておかなければならぬ。

○安井国務大臣 ちょっと補足してお答えいたしますが、いま言われますような調整官と同じようなものが青少年局長に当たると思ひますが、その中に、いまの審議官とか課長とか部長とかいうような仕組みは考へておりませうので、その中には参事官をもつてそれぞれ有機的な担当をさせるというふうな今度の機構は考へておまして、さういう意味でも臨調の精神についてはできるだけくんでおるといふつもりでおります。

○井原政府委員 臨調の勧告しました趣旨から申しますと、御説のとおりでございます。企画とか総合調整をやる機能は、局とか課とかいう御指摘のようなヒエラルキーの組織を持たないということとは、プリンシプルがあつたわけでありませう。特に中央省庁の改革の問題でも、そのことを言うておりますが、ただ問題は、先ほど来の繰り返しになりますけれども、現在の段階では、総合調整を担当しておる部局が、実は非常に圧倒的に局という名前に対する郷愁もあつた、さういふ際に、青少年行政の調整だけを一挙に局をやめて局長相当の調整官をもつて充てるというところまでは、いまの時点としていき切らなかつたというふうには私どもは理解して、したがつて先ほど申し上げましたように、臨調の趣旨を生かすという意味からいいますと、改善の案とは思ひますけれども、この段階ではやむを得なかつた、行管としても承認をいたしたわけでありませう。

○村山(喜)委員 もうこれでやめますが、いわゆる府なりあるいは省の内部における行政組織の分配理論の立場から考へてまいりますと、局というものは第一次的な分配なんですね。それで課というものが二次的な分配であり、行政組織の中核になつていくというふうな形をとつて行政組織が成り立つておるわけなんですから、さういふような立場から考へれば、いわゆるヒエラルキー的な機構というものは必要であるという立場で貫かれていくこの臨調の精神というものが、局という名前を持つた形で、内部の機構は参事官とかいうような話でありませうけれども、さういふような行政機構的な形で姿をあらわしてくるというのは、私は少なくとも精神的には違反をしておるのじゃないか。これはやはり官僚の古い、局長になつたという一つの郷愁といひますが、さういふようなものが、今度の行政機構のこの総理府設置法の中に思想的にあらわれているのじゃないか、さういふふうな受け取るのですよ。その点を見ましたときに、どうもおかしいなという印象を受けるわけなんです。その点からいいます青少年局の問題について質疑をいたしたわけですが、この次に残りの問題はやりたいと思ひます。終わります。

○木村委員長 次会は、来たる十五日午前十時理事會、十時半委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後一時三十七分散會

昭和四十一年三月十六日印刷

昭和四十一年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局